

【第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画】

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条数の 再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の 達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の 達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の 達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評 価	平成28年度の所管 部署	平成28年度の所管課
105	(7)	17条	3	子どもの権利が保護されるよう、条例（パレット）の配布や、母体・保護者会への連絡先通知等により、親等に対して子どもの権利に関する啓発を行います。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、各学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを各小中学校等に配布し、市内の小・中学校に配布した。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。	3	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、各学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを各小中学校等に配布し、市内の小・中学校に配布した。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。	3	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、各学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットを各小中学校等に配布し、市内の小・中学校に配布した。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。また、条例（パレット）を中心とした内容で講話を派遣して広報・啓発を行った。	2	■成果：広報物として、新たにDVD・絵本・中高生用リーフレットを作成し、対応やワークショップに合わせた広報物提供できるようになった。また、新しい広報物でできたことで、乳幼児・中高生、乳幼児の保護者など幅広い年齢層に子どもの権利の広報・啓発がなされた。 ■課題：子どもたちへの意識づけの定着を図るために、引き続きリーフレットの配布やワークショップ等を実施する必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	B	こども未来局	青少年支援室
106	4 206		3	子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行う。	子ども会議会や、市民館にて開催された市民が対象の平和・人権学習などで、子ども本人や子どもに親しい関係の施設など、子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	子ども会議会や、市民館にて開催された市民が対象の平和・人権学習などで、子ども本人や子どもに親しい関係の施設など、子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	子ども会議会の定例会、合宿やクリスマス会といった機会や、市民館での平和・人権学習などの機会、そして市民館事業室に子ども市民会館に子ども本人や子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、市民館で実施した子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	■成果：市民館や市民会館事業室などの場を通じて、子ども会議や市民グループへの講話の機会を得て、子どもの権利について広報できた。 ■課題：子どもに親しい関係の施設への訪問やワークショップなど、広報資料を対象ごとに提供し、子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
107			3	保護者を利用する保護者や市民グループ等へ子どもの権利についての理解を深めるため、各種情報提供を行う。	入所時の保護者説明会や懇話会などで、保護者に対して人権・男女共同参画等が作成された「パレット」を配布することにより、親等の理解を深めた。	3	入所時の保護者説明会や懇話会などで、保護者に対して人権・男女共同参画等が作成された「パレット」を配布することにより、親等の理解を深めた。	3	入所時の保護者説明会や懇話会などで、保護者に対して人権・男女共同参画等が作成された「パレット」を配布することにより、親等の理解を深めた。	3	■成果：毎年保護者への広報を行うことで、「子どもの権利」についての保護者の理解を深めることができた。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	こども未来局	運営管理課
108	14		3	家庭教育会館や市民館、学校において、子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えた子どもに、親としての役割を認識させる。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行う。	子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	■成果：子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えた子どもに、親としての役割を認識させることができた。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
109			3	P T A活動研修（教育文化館・市民館）	各学区や行政区の特色を活かしながら、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	P T A活動における各委員会の役割を考えた、他校との情報交換を行う研修会を各学区で実施するなど、P T A活動の活性化を行った。	3	P T A活動における各委員会の役割を考えた、他校との情報交換を行う研修会を各学区で実施するなど、P T A活動の活性化を行った。	3	■成果：P T A活動への理解を深め、各学区でのP T A活動を支援することができた。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
110	16 103		3	平和・人権学習	戦争、難民、食の安全、子どもの権利などのテーマで、教育文化館・市民館において、平和・人権に関する学習を実施した。	3	戦争、難民、食の安全、子どもの権利などのテーマで、教育文化館・市民館において、平和・人権に関する学習を実施した。	3	戦争、難民、食の安全、子どもの権利などのテーマで、教育文化館・市民館において、平和・人権に関する学習を実施した。	3	■成果：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
111	2 10 204		3	子どもの権利に関する週間	11月の川崎市子どもの権利に関する週間を、市民館や市民会館に設け、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	11月の川崎市子どもの権利に関する週間を、市民館や市民会館に設け、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	11月の川崎市子どもの権利に関する週間を、市民館や市民会館に設け、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	■成果：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
112	(8)	18条	3	かわさき子育てガイドブック	妊産婦から子どもが青少年期に至るまでの様々な子育てに関する情報や、項目別にまとめた子育てガイドブックを作成し、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、子育ての活用促進を図ります。	3	子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、かわさき子育てガイドブックを26,000冊発行し、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、子育ての活用促進を図ります。	3	子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、かわさき子育てガイドブックを26,000冊発行し、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、子育ての活用促進を図ります。	3	■成果：かわさき子育てガイドブックを26,000冊発行し、配布することにより、子育てに関する情報を提供し、子育ての活用促進を図りました。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	こども未来局	企画課
113	281		3	旧公立幼稚園の施設や、保育所の一室を活用した一般型、こども文化センター等を活用した複合型の施設を、市内153カ所を実施する。	旧公立幼稚園の施設や、保育所の一室を活用した一般型、こども文化センター等を活用した複合型の施設を、市内153カ所を実施する。	3	旧公立幼稚園の施設や、保育所の一室を活用した一般型、こども文化センター等を活用した複合型の施設を、市内153カ所を実施する。	3	旧公立幼稚園の施設や、保育所の一室を活用した一般型、こども文化センター等を活用した複合型の施設を、市内153カ所を実施する。	3	■成果：53カ所を実施し、在野の子育て支援を行った。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	こども未来局	企画課
114			3	こども文化センターにおける子育て支援事業	子育ての不安や悩みを抱えている親等が、気軽に利用できる施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。また、子どもに親しい関係の施設・市民グループ等に、子どもの権利に関する啓発を行った。	3	幼保と保護者が気軽に利用できる施設として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。	3	幼保と保護者が気軽に利用できる施設として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。	3	■成果：子育て親子が気軽に利用、交流できる場の提供により、地域の子育て支援を実施した。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
115	106		3	児童家庭支援センター事業	児童又は保護者からの相談に応じ、必要な指導等を行うことにより、児童家庭支援センター事業を実施した。	3	児童又は保護者からの相談に応じ、必要な指導等を行うことにより、児童家庭支援センター事業を実施した。	3	児童又は保護者からの相談に応じ、必要な指導等を行うことにより、児童家庭支援センター事業を実施した。	3	■成果：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。 ■課題：子どもに親しい関係の施設等に、子どもの権利に関する啓発を行う必要がある。また市民が直接関係する子どもに関する機会を増やすために、今後も各種イベント、会合等での配布を進める必要がある。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

事業No	具体的な取組	条数の 条数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の 達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の 達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の 達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評 価	平成28年度の所管 部	平成28年度の所管課
116	(8)		18条	里親養育相互援助事業	里親同士の間で定期的に行うことにより、育児交流や養育技術の向上を図る。子どもの健やかな成長を支援する。	里親支援機関と協力し、目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図った。	3	里親支援機関と協力し、目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図った。	3	里親支援機関と協力し、目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図った。	3	■成果：里親同士の相互交流により当事者の悩みや不安の共有、養育技術の向上が図られた。 ■「子どもの権利」に関連して：相互交流により里親の悩みや不安を共有し、子どもに安定した人間関係と穏やかな生活を保障することができた。 ■課題：里親のニーズをとり入れた目的別の相互交流会を設けることで広く里親への認知を促す必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
117			100	子育て短期利用事業	児童福祉施設等の養育機能や地域の資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に預かり、養育支援を行う。	保護者からの相談に応じ、適切に事業実施した。	3	保護者からの相談に応じ、家庭の養育を支える支援を実施した。	3	保護者からの相談に応じ、家庭の養育を支える支援を実施した。	3	■成果：子どもやその保護者からの相談に応じ、子育て短期利用事業が必要な家庭に対しては、子育て短期利用事業の実施により家庭における育児負担等の軽減に資することができた。また、平成29年度に向け、単身親のケアサービスを行った。 ■「子どもの権利」に関連して：支援が必要な家庭に対しては、子どもの権利を守ると言う視点から支援を実施した。 ■課題：引越先、家庭への養育支援を実施するとともに、当事者をより一層活用しているよう、市民への認知を図っていく。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
118			200	家庭的養育の推進	里親制度を紹介したパンフレットの作成など、里親の新規登録、里親への要約の配布を図る。また、児童養護施設等や家庭的な生活環境に配慮したケア集団の小規模化を図っていく。	里親新規登録者を増やすため、里親養育体験発表会を2回開催した。また、4月、5月に小規模グループケアを導入した児童養護施設を新規に、ケア集団の養育を行っている。	3	里親新規登録者を増やすため、里親養育体験発表会を2回開催した。また、4月、5月の小規模グループケアを導入した児童養護施設を新規に、ケア集団の養育を行っている。	3	里親新規登録者と制度の理解者を増やすため、里親養育体験発表会を2回開催した。また、10月の里親月間中に里親の紹介、アゼリア広域コーナーにおける展示、アゼリアビジョンにおける各種活動の取組、ホスターの導入などにより里親の普及に努めた。また、児童養護施設施設の改築により小規模グループケアを導入した。	3	■「子どもの権利」に関連して：里親制度の推進により、養育環境の改善を図ることができた。 ■課題：里親と子どもが日々関わる学校関係者やPTAに対しては、里親の認知を促すことで、新たな里親の確保や里親と保護者との関係構築と同時に地域の理解者を増やしていくための普及活動が必要である。	C	こども未来局	こども保健福祉課
119			210	養育児童施設の整備	児童に関する相談が複雑、多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的相談、支援機能を向上させる必要がある。また、養育児童施設が施設で健全な成長ができるよう、処置のあり方及び処置の場の改善を図る必要がある。	専門的ケアを行う施設整備を進めるとともに、既存児童養護施設の改築にあたっては施設の前向きな生活環境の小規模化を図り、家庭的な養育環境づくりを推進し、処置の向上を図った。	3	専門的ケアを行う情緒障害短期治療施設「川崎こども心理ケアセンター」の開設により専門的ケアを充実させた。また、既存児童養護施設の改築の完了により小規模ユニット良好な環境での養育を受けることができる環境を整備した。	3	施設内学級が本年4月に開校し、教育委員会施設等と連携を図りながら、教育・医療・心理等が連携しながら専門的支援が行われる体制を整備した。 児童養護施設の改築の完了により小規模ユニット良好な環境での養育を受けることができる環境を整備した。	3	■成果：専門的ケアを行う情緒障害短期治療施設を平成27年10月に中央区に開校し、専門相談支援体制を拡充するとともに、既存児童養護施設について改築調整を行い、小規模グループケアを導入し人前での生活を実現した。 ■「子どもの権利」に関連して：児童福祉施設の改築により、家庭での養育が適度でない児童について、家庭と同様の環境での養育や良好な家庭環境での養育を推進することがめざれている。 ■課題：施設において小規模グループケアを導入することで、施設に在籍する児童の増加が多くなっていること、大規模ユニットの稼働が他のユニットや管理職から賸すようになるなど新たな課題が生じているため、引き続き協議しながら取組を推進する必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
120			50	思春期保健相談	各区保健福祉センターにおいて、思春期男女及びその保護者を対象に思春期特有の悩みや不安の解消を図る。また、思春期相談（入所中の中学生）にて、講師を招き健全なパートナーシップの構築と性感染症の予防について講演会を実施した。	保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性をめぐる心身の健康について集団指導による養育者教育を実施し、面談や電話による個別相談を継続実施した。また、思春期相談（入所中の中学生）にて、講師を招き健全なパートナーシップの構築と性感染症の予防について講演会を実施した。	3	保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性をめぐる心身の健康について集団指導による養育者教育を実施し、面談や電話による個別相談を継続実施した。また、思春期相談（入所中の中学生）にて、講師を招き健全なパートナーシップの構築と性感染症の予防について講演会を実施した。	3	保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性をめぐる心身の健康について集団指導による養育者教育を実施し、面談や電話による個別相談を継続実施した。また、思春期相談（入所中の中学生）にて、講師を招き健全なパートナーシップの構築と性感染症の予防について講演会を実施した。	3	■成果：保健福祉センターにおいて学校保健と連携しながら、性をめぐる心身の健康について集団指導による養育者教育を実施し、面談や電話による個別相談を継続実施した。 ■「子どもの権利」に関連して：正しい知識の普及・啓発の実施及び個別相談の実施により、自分を守り守られる権利が確保された。 ■課題：今後も各区における電話・面談での相談の増加を図るとともに、集団指導教育を効果的に実施していくことで、保健福祉センターが活動の中心となること、性をめぐる心身の健康について正しい知識の普及を図ることが必要である。 また、集団指導においては引き続き実施する機会を合わせ、効果的な集団指導となるよう、学校・施設や講師との調整を継続して行い実施する必要がある。	C	こども未来局 区役所	こども保健福祉課 地域ほほもり支援センター 地域支援担当
121				子育てグループ育成事業	地域子育て支援グループの支援を行うほか、既存の子育てグループ支援として、研修会を実施する。	子育てグループの活性化を図るようグループの活動場所に出向き、育児の学習、健康教育を実施した。また、地域の実情に合わせ、区役所の各担当部署が連携して、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んだ。	3	子育てグループの活性化を図るようグループの活動場所に出向き、育児の学習、健康教育を実施した。また、地域の実情に合わせ、区役所の各担当部署が連携して、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んだ。	3	子育てグループの活性化を図るようグループの活動場所に出向き、育児の学習、健康教育を実施した。また、地域の実情に合わせ、区役所の各担当部署が連携して、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んだ。	3	■成果：子育てグループの活性化を図るようグループの活動場所に出向き、育児の学習、健康教育を実施した。また、地域の実情に合わせ、区役所の各担当部署が連携して、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組んだ。 ■「子どもの権利」に関連して：本事業により、子育てグループの活性化が図られ、安心して育児ができる環境を整備した。 ■課題：今後も区役所の各部署と連携しながら、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組む必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
122				母子相談事業、母子生活指指導事業	保健師等の専門職により家庭訪問や電話・面談による子育てに関する相談を実施する。生後4か月までの乳児がいるまでの家庭に主に「未熟児訪問」・「こどもは赤ちゃん訪問」等で訪問し、必要に応じて妊婦高血圧や産後うつ病、産後ケア指導指指導などを実施し、子育てを行うための支援を行う。	保健福祉センターにおいて各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こどもは赤ちゃん訪問の安定的な推進を図るとともに、各所で初回訪問のフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。	3	保健福祉センターにおいて各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こどもは赤ちゃん訪問の安定的な推進を図るとともに、各所で初回訪問のフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。	3	保健福祉センターにおいて各種相談事業を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こどもは赤ちゃん訪問の安定的な推進を図るとともに、各所で初回訪問のフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。	3	■成果：保健福祉センターにおいて各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こどもは赤ちゃん訪問の安定的な推進を図るとともに、各所で初回訪問のフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。 ■「子どもの権利」に関連して：各種相談事業の実施及び、こどもは赤ちゃん訪問の安定的な推進を図るとともに、安心して育児ができる環境を整備した。 ■課題：子育ての孤立化を防ぐために、早い時期からの地域や相談機関とのつながりをつくり、地域で子育てを支える環境づくりを進める必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
123				母子保健指導事業	妊婦の届出から母子健康手帳の交付、母子管理の作成、産後ケアの開始など、妊娠から出産までの期間にわたって、安心して子育てができる環境を整備する。また、子どもの権利についての啓発を行う。	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けている。また、母子健康手帳交付の際、初回の訪問や子育てについての子育ての講座となる産後ケアへの参加を促した。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会となった。	3	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けている。また、母子健康手帳交付の際、初回の訪問や子育てについての子育ての講座となる産後ケアへの参加を促した。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会となった。	3	母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設けている。また、母子健康手帳交付の際、初回の訪問や子育てについての子育ての講座となる産後ケアへの参加を促した。父親にとっても子どもの権利について学ぶ機会となった。	3	■成果：妊婦の届出から母子健康手帳の交付、母子管理の作成、産後ケアの開始など、妊娠から出産までの期間にわたって、安心して子育てができる環境を整備した。また父親の参加・子どもの権利についての啓発を実施した。 ■「子どもの権利」に関連して：母子健康手帳に子どもの権利に関するページを設け、利用者の認知を促進した。 ■課題：妊婦期から要支援者を把握し、継続支援につなげていくことが安心、安全な妊婦期を過ごすための重要な観点から推進であり、支援体制の強化や関係機関との連携をさらに強化していく必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕
 平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価
 施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条例の条数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
124	(8)		18条	ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業③など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの権利に関する必要な支援を行います。	地域で子育て支援の役割の一環を担う子育てボランティアを養成し、その後の活動や支援に活用する。各地域においてボランティアグループや子育てグループ、関係機関等が連携してボランティアのためのスキルアップ研修会を開催し、地域の子育て支援を推進する。	子育てボランティアの養成により、乳幼児をもつ親等への支援を充実させた。各区において、子育て支援に関する機関がボランティア等連絡会等のボランティアのためのスキルアップ研修会を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	子育てボランティアの養成により、乳幼児をもつ親等への支援を充実させた。各区において、子育て支援に関する機関がボランティア等連絡会等のボランティアのためのスキルアップ研修会を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	子育てボランティアの養成により、乳幼児をもつ親等への支援を充実させた。各区において、子育て支援に関する機関がボランティア等連絡会等のボランティアのためのスキルアップ研修会を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	■成果：子育てボランティアの養成により、乳幼児をもつ親等への支援を充実させた。各区において、子育て支援に関する機関がボランティア等連絡会等のボランティアのためのスキルアップ研修会を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。 ■「子どもの権利」に関連して：子育て支援に関する機関がボランティアのためのスキルアップ研修会を開催し、母子を支える地域の連携を強化した。 ■課題：今後も子育てボランティアなど、他の子育て支援を支援する地域づくりに関する事業との連携強化を図る必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
125				母子保健指導者研修	思春期から、妊娠・出産・育児にわたって一貫して支援するため、子育てをめぐる課題の解決に資する適切な情報提供や相談支援を行う。	多職種が子育てをする保護者へ適切な効果的な相談指導や相談を充実させるよう、子どもの発達段階に応じた研修を実施し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	多職種が子育てをする保護者へ適切な効果的な相談指導や相談を充実させるよう、子どもの発達段階に応じた研修を実施し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	多職種が子育てをする保護者へ適切な効果的な相談指導や相談を充実させるよう、子どもの発達段階に応じた研修を実施し、母子を支える地域の連携を強化した。	3	■成果：多職種が子育てをする保護者へ適切な効果的な相談指導や相談を充実させるよう、子どもの発達段階に応じた研修を実施し、母子を支える地域の連携を強化した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの発達段階に応じた効果的な相談指導や相談を充実させるよう、子どもの発達段階に応じた研修を実施し、母子を支える地域の連携を強化した。 ■課題：今後も多職種が子育てをする保護者へ適切な効果的な相談指導や相談を充実させるよう、適切な研修を行う必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
126				健診未受診者フォロー事業	乳幼児健診未受診の家庭に、受診を勧奨するとともに、健診の重要性、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、健診の重要性を伝達し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。	3	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、健診の重要性を伝達し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。	3	乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、健診の重要性を伝達し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。	3	■成果：乳幼児健診未受診の家庭に、電話、文書、家庭訪問等で受診を勧奨するとともに、健診の重要性を伝達し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。 ■「子どもの権利」に関連して：未受診勧奨を適切に実施し、健診の重要性を伝達し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。 ■課題：今後も未受診者フォローを全区で実施し、未受診者の状況把握と支援を実施する必要がある。	C	こども未来局 区役所	こども保健福祉課 地域まもり支援センター 地域支援担当
127				乳幼児健康診査事業	健診を実施し、各時期における子どもの育ち・発達を確認し、親等への保健指導や相談を行い、子どもの健全育成を図る。	保健福祉センターにて実施する乳幼児健康診査で、栄養士や保健士等と連携し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。	3	乳幼児健康診査事業を効果的・効率的に実施するため、乳幼児の成長発達に合わせた適切な指導や相談を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。	3	保健福祉センターにて実施する乳幼児健康診査で、栄養士や保健士等と連携し、対象年齢に応じた適切な情報提供や相談支援を行う。また、引き続き未受診につながる原因や課題の調査を行う。	3	■成果：乳幼児健診の受診時期と受診機を調整することで、疾患や発達障害等の見立が明確になり、乳幼児及びその保護者に適切な指導ができる。 ■「子どもの権利」に関連して：適切な専門機関と連携しやすく、疾患や発達障害等の見立が明確になり、早期対応につながり、こどもの健やかな成長が促進された。 ■課題：保健福祉センターの介入が適切な時期であるように、より円滑に受診勧奨と連携できる体制構築の必要がある。	C	こども未来局 区役所	こども保健福祉課 地域まもり支援センター 地域支援担当
128				保育所における子育て支援事業	子育て家庭等に対する講座の開催、育児不安等に関する相談指導、子育てサポートカードの活用などにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	「新たな保育所」の機能を活かす。公立保育所において地域の親子向けに遊遊開放、行事招待、保護者懇話会、講座、遊びの会などを行い、育児の支援を行う。また、公立保育所における子育て支援事業を推進し、地域の親子に対する育児支援を充実させる。	3	「新たな公立保育所」の機能を活かす。公立保育所において地域の親子向けに遊遊開放、行事招待、保護者懇話会、講座、遊びの会などを行い、育児の支援を行う。また、公立保育所における子育て支援事業を推進し、地域の親子に対する育児支援を充実させる。	3	「新たな公立保育所」の機能を活かす。公立保育所において地域の親子向けに遊遊開放、行事招待、保護者懇話会、講座、遊びの会などを行い、育児の支援を行う。また、公立保育所における子育て支援事業を推進し、地域の親子に対する育児支援を充実させる。	3	■成果：講座や育児相談等を実施し、地域の子育て家庭に対して育児支援を充実させた。 ■「子どもの権利」に関連して：子育てに不安や悩みを抱えた地域の子育て家庭への支援ができた。 ■課題：子育てで親子のニーズに応じた支援を地域や民間保育所等と連携して進めていく必要がある。	C	こども未来局	運営管理課
129			66	思春期精神保健相談	電話相談を中心に、家族向けのセミナーも行うなど、思春期精神保健に関する相談の対応を行う。また、思春期精神保健相談の一環として、事例検討を通して関係機関連携・連携を図る。	思春期精神保健相談については、電話相談を中心に実施し、家族向けセミナーを年3回開催した。相談の一環として実施した事例検討会を年6回実施した。	3	思春期精神保健相談については、電話相談を中心に実施し、家族向けセミナーを年3回開催した。相談の一環として実施した事例検討会を年6回実施した。	3	思春期精神保健相談は電話相談を中心に実施し、家族向けセミナーを年3回開催した。相談の一環として実施した事例検討会を年6回実施した。	3	■成果：精神保健相談への対応に加え、児童精神科による事例検討会を開催し、多分野連携による連携の強化を図った。 ■「子どもの権利」に関連して：安心して生きる権利、子どもの必要に応じて特別な支援を受ける権利の保障として、精神保健に関する相談に対応した。 ■課題：子どもの発達の要因だけでなく、家族的・社会的要因への対応が必要であるため、一層の多職種連携の強化に努める。	C	健康福祉局	精神保健福祉センター
130				若年母のためのグループ「おひらクラブ」	若年母（1歳未満もしくは0歳代前半）に対し、育児支援、育児情報提供、相談支援、仲間づくりの場を提供し、親子で楽しめるプログラムを実施する。	交流会を年3回（参加人数7組14名参加）実施し、若年母からの支援の充実を図った。事例研究や若年母の交流を促進し、情報提供や相談支援などの取組を行った。また、若年母からの支援の充実を図った。事例研究や若年母の交流を促進し、情報提供や相談支援などの取組を行った。	3	交流会を年3回（参加人数7組14名参加）実施し、若年母からの支援の充実を図った。事例研究や若年母の交流を促進し、情報提供や相談支援などの取組を行った。また、若年母からの支援の充実を図った。事例研究や若年母の交流を促進し、情報提供や相談支援などの取組を行った。	3	交流会を年3回（参加人数7組14名参加）実施し、若年母からの支援の充実を図った。事例研究や若年母の交流を促進し、情報提供や相談支援などの取組を行った。また、若年母からの支援の充実を図った。事例研究や若年母の交流を促進し、情報提供や相談支援などの取組を行った。	3	■成果：若年母に対し、育児情報や育児相談、仲間づくりの場を提供し、心豊かに子育てできるような支援を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：安心して生きる権利、子どもの必要に応じて特別な支援を受ける権利の保障として、若年世代の親子の交流を促進した。 ■課題：若年母への広聴手段や内容を検討し、対象者の心身に寄り添った生活に生かされる内容を充実させていく。	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 地域支援担当
131				多胎児育児支援「チップ＆ファミリー」	多胎児を持つ親子の情報交換や交流を月1回実施し、育児に関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促す。	交流会を年3回実施（参加人数12組28名参加）。妊婦の参加を多く、産前産後の悩みを共有し、互いに支えあうグループづくりを促した。	3	交流会を年3回実施（参加人数12組28名参加）。妊婦の参加を多く、産前産後の悩みを共有し、互いに支えあうグループづくりを促した。	3	交流会を年3回実施（参加人数12組28名参加）。妊婦の参加を多く、産前産後の悩みを共有し、互いに支えあうグループづくりを促した。	3	■成果：同じ悩みを持つ多胎児の親へ、育児に関する必要な支援が行われた。 ■「子どもの権利」に関連して：安心して生きる権利、子供の必要に応じて特別な支援を受ける権利の保障として、多胎児の親への支援を実施した。 ■課題：多胎児を抱えても気軽に参加できる体制づくりを検討する。	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 地域支援担当
132			46	かわさき区子育てフェスタ	暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりをめざし、区民の子どもと一緒に活動を楽しむ市民参加型イベントとして、地域の子どもや子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促す。	関係機関・区民で構成する実行委員会を5回開催し、準備等を行い、9月6日に教育文化会館でフェスタを開催し、約160名が参加した。フェスタでは、区民の子どもや子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。また、子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。	3	関係機関及び区民で構成する実行委員会を5回開催し、準備等を行い、9月6日に教育文化会館でフェスタを開催し、約160名が参加した。フェスタでは、区民の子どもや子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。また、子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。	3	関係機関及び区民で構成する実行委員会を5回開催し、準備等を行い、9月6日に教育文化会館でフェスタを開催し、約160名が参加した。フェスタでは、区民の子どもや子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。また、子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。	3	■成果：かわさき区子育てフェスタを開催し、毎月1、500名以上の参加があり、子育て中の親子と子育てに関わる市民が交流する場となった。 ■「子どもの権利」に関連して：教育文化会館でフェスタを開催し、子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。また、子育てに関する理解を深め、互いに支えあうグループづくりを促した。 ■課題：教育文化会館での開催のため、中央に比べ大規模な市民参加の参加が比較的に少ない。この地区にも参加しやすい工夫が必要である。	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 地域支援担当

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条数の数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課	
133	(8) ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業③など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの権利に関する必要な支援を行います。	18条		子育て情報誌の発行（川崎区）	川崎区の子育てに関する情報誌「さくらんぼ」（外国語版を含む）の発行を行う。	育児のヒント集をまとめた「子育てほっとブック」を4,000部印刷、期間限定で100部先行。川崎区子育てガイド「さくらんぼ」を6,000部発行し、出生地域や年齢に応じた版を配布した。また、外国語版「さくらんぼ」も掲載して配布した。	3		3	「子育て子育て支援センターのご案内」、入学準備支援チラシ「もうすぐ3年生」と及び「子育てガイドさくらんぼ」を4,000部印刷、期間限定で100部先行。川崎区子育てガイド「さくらんぼ」を6,000部発行し、出生地域や年齢に応じた版を配布した。また、外国語版「さくらんぼ」も掲載して配布した。	3	■成果：日本語版及び外国語版の情報を発行することで、区内の保護者への情報提供ができ、育児支援につなげることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：日本語版及び外国語版を改訂する毎に情報の更新や育児支援情報に掲載することで、区内の保護者への効果的な情報提供と支援を行うことができた。 ■課題：保護者情報等、年々増加する子育て支援情報をいかにより多く、効果的に情報提供へ掲載できるかの課題である。	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 地域ケア推進担当	
134				男性育児参加促進事業	父親をはじめとした男性による育児への参加を促進するため、子育て支援センター及び保育園で、地域の男性を安心して参加しやすい環境を整え、子育て支援を実施する。	公益及び民間保育所、地域子育て支援センターで、土曜日に「パパのいっしょにジョブカフェ」を11回開催し、父親の交流を促す「バースクール」や、お楽しみ遊び、離乳食作りなど子育ての関心を持ってもらえる内容で実施した。756名（保護者402名、子ども354名）の参加があり、ボランティア等関係者の参加は89名であった。	3		3	公益保育所及び民間保育所を利用し、パパのいっしょにジョブカフェ11回、父親講座3回、ファミリー講座4回開催。地域の男性の参加士約1,000人、子どもと一緒に体を動かし、親子で楽しみを共有することで、男性の育児参加の意識を高めることを行い、男性の育児参加の意識を高めることを行い、男性の育児参加の意識を高めることを行い、男性の育児参加の意識を高めることを行った。	3	■成果：保育所を利用し講座やイベントを開催したことで、地域に根ざした子育て支援ができ、男性の育児参加促進に繋がった。 ■「子どもの権利」に関連して：父親の育児参加促進事業が定着し、リピーターも増え、子育てに悩みや不安を抱える親子の支援ができた。	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 保育所等・地域連携	
135				日吉地区赤ちゃん相談、赤ちゃんはいっぱいみんなのついで	日吉地区5か所の町（内）会・母親クラブ等を実施主体としておむつお月見月1回ずつ実施された赤ちゃん相談に、保健師等の専門職を加え、保健士を選出し、育児相談等を実施した。（北加藤、南加藤、小倉、鶴島田、パークシティ）また、10月2日に同地区の赤ちゃん相談ボランティアを実施主体として、日吉中学校にお願いし、中学生を参加して実施された「赤ちゃんはいっぱいみんなのついで」の支援を通じて、地域交流や世代間交流を図った。（367人参加）	日吉地区5か所の町（内）会・母親クラブ等を実施主体としておむつお月見月1回ずつ実施された赤ちゃん相談に、保健師等の専門職を加え、保健士を選出し、育児相談等を実施した。（北加藤、南加藤、小倉、鶴島田、パークシティ）また、10月2日に同地区の赤ちゃん相談ボランティアを実施主体として、日吉中学校にお願いし、中学生を参加して実施された「赤ちゃんはいっぱいみんなのついで」の支援を通じて、地域交流や世代間交流を図った。（367人参加）	3		3	日吉地区5か所の町（内）会・母親クラブ等を実施主体としておむつお月見月1回ずつ実施された赤ちゃん相談に、保健師等の専門職を加え、保健士を選出し、育児相談等を実施した。（北加藤、南加藤、小倉、鶴島田、パークシティ）また、10月2日に同地区の赤ちゃん相談ボランティアを実施主体として、日吉中学校にお願いし、中学生を参加して実施された「赤ちゃんはいっぱいみんなのついで」の支援を通じて、地域交流や世代間交流を図った。（479人参加）	3	■成果：年々参加人数が増え、地域住民や関係団体と連携し子育て支援活動が実施されるようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利について更に地域で広報活動を実施し続けている。 ■課題：地域関係機関と連携し更に地域での子育て支援にむけて強化していく。	C	幸区役所	地域まもり支援センター 地域連携	
136				土曜子育て支援講座	母親の子育て不安や孤立感の軽減を目的に、安全・安心して過ごせる環境や子育てのサポートの提供を行う。また地域子育て支援センターや公民館等において、子育て支援講座を実施し、地域の子育て支援、特に父親の育児参加を支援する。	区内地域子育て支援センター3か所、公民館等1か所にて8回実施し485名が参加。参加した男性の参加意識が主体的になり家庭での実践に繋がっていた。講座の参加からその後の利用につながるケースも多い。	3		3	区内地域子育て支援センター3か所、公民館等1か所にて8回実施し475名が参加。参加した男性の参加意識が主体的になり家庭での実践に繋がっていた。講座の参加からその後の利用につながるケースも多い。	3	■成果：講師や講座参加者から子育てに関する情報を入手する場にもなった。 ■「子どもの権利」に関連して：講師や参加者から子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■地域や関係機関と連携し更に地域での子育て支援にむけて取り組んでいる。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
137				遊ぶ子育ておふろいちは	子育て世代の人たちが親子で楽しめるイベントを通じて、家庭の絆を強めることと、父親の育児参加を促進する。	ふるいちはボランティア交流会への委託事業であり地域子育て支援センターから近い3か所にて実施。前後半に分けて行い、467名が参加。天候の影響で参加者数も、ボランティアの関わりも最終的であった。	3		3	契約方法の変更により、委託事業ではなく地域子育て支援センターから近い3か所を会場とし、子育て支援センターで実施した。前後半に分けて行い、467名が参加。天候の影響で参加者数も、ボランティアの関わりも最終的であった。	3	■成果：委託事業ではない方法で、子育て世代の人たちが親子で楽しめるイベントを実施できた。 ■「子どもの権利」に関連して：子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■子どもら年齢差まで支え地域包括ケアシステムを推進する事業として支援し取り組んでいる。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
138				転入者交流会（うさるのむすろ）	転入者から転入者と地域の子育て家庭との交流を促進するため、地域子育て支援センターや公民館等において、転入者交流会を開催する。	今年度も転入者と地域の子育て家庭との交流を促進するため、公民館等「スマイル・ママ」と同時開催し、今年度58名が参加した。	3		3	今年度も転入者と地域の子育て家庭との交流を促進するため、公民館等「スマイル・ママ」と同時開催し、今年度136名が参加した。うさるむすろ参加者12組。	3	■成果：参加者から子育てに関する情報を入手する場にもなった。 ■「子どもの権利」に関連して：参加者から子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■スマイル・ママと同時開催し、交流の中で転入者への丁寧な支援を行っている。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
139				さいわい夢保育事業（スマイル・ママ）	母親の子育て不安や孤立感の軽減のため、公民館等において、母親の育児参加を支援する。	公民館等9回で実施し276名が参加。土曜開催の開催が父親の参加促進につながっている。講座から公民館等の継続利用につながったケースも多い。	3		3	公民館等9回で実施し258名が参加。全園が土曜開催、父親の参加促進につながっている。講座から公民館等の継続利用につながったケースも多い。	3	■成果：講師や講座参加者から子育てに関する情報を入手する場にもなった。 ■「子どもの権利」に関連して：講師や参加者から子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■父親の育児参加を促進するとともに公民男性保育士の人材育成も同時に行っている。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
140				父親の育児参加支援（パパのいっしょにジョブカフェ）	父親の育児参加を支援するため、月2回、午前10時から午後2時までの時間帯で、父親の育児参加を支援する。	南加藤こども文化センター12回開催。参加者346人、父親の参加者225人、下平間支11回開催。参加者372人、父親の参加者293名が参加。リピーターが増えてきた。	3		3	南加藤こども文化センター11回開催。参加者398人、父親の参加者266人、下平間支10回開催。参加者372人、父親の参加者293名が参加。リピーターが増えてきた。	3	■成果：父親により子育て意識を定着しながら、4月事業実施を実施できた。年々参加する親子が増えた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが楽しめるのを見ながら、親子で子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■身近にあるこども文化センターを利用して、父親子育て支援として土曜開催したいい人見のある事業である。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
141				父親の育児参加支援（パパのいっしょにジョブカフェ）	父親の育児参加を支援するため、月2回、午前10時から午後2時までの時間帯で、父親の育児参加を支援する。	区内6か所こども文化センターを活用し、地域の子育て支援を促進し、父親の参加を促す。（講座を年間72回実施）	講座実施回数72回、参加総数1933人、父親の参加率34.4%父親の参加が多くなってきている。	3		3	講座実施回数72回、参加総数2272人、父親の参加423人、父親の参加が多くなってきている。	3	■成果：年々参加する親子が増え、講師や講座参加者から子育てに関する情報を入手する場にもなった。 ■「子どもの権利」に関連して：講師や参加者から子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■身近にあるこども文化センターを利用して、父親子育て支援として土曜開催したいい人見のある事業である。	C	幸区役所	保育所等・地域連携
142				絵本の読み聞かせカンパニーの発行	「読み聞かせタイム」を発行し、区内の保育園等に配布している絵本の読み聞かせの予定や、読み聞かせの紹介、絵本読み聞かせの紹介など、子育てのアドバイス等を掲載し、様々な子育て情報を提供する。	毎月1回全12冊発行。掲載内容は公民館関係員とこども支援センターで連携し作成。認可保育園、認定こども園等の子育て支援センターや子育て支援センターに配布した。広報掲載54冊、15420部配布。	3		3	毎月1回全12冊発行。掲載内容は公民館関係員とこども支援センターで連携し作成。認可保育園、認定こども園等の子育て支援センターや子育て支援センターに配布した。広報掲載56冊、16680部配布。	3	■成果：子育て支援に関する貴重な情報源となった。 ■「子どもの権利」に関連して：子育てに関する情報を収集するための貴重なツールとなった。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	
143				さいわい夢保育事業（絵本読み聞かせ講座）	子育て中の親子の安全・安心な環境づくりと、絵本の読み聞かせの機会を確保し、親子の絆を強める。	認可保育園、地域子育て支援センターにて読書会を開催し、絵本の読み聞かせの機会を確保し、親子の絆を強める。毎月1回全12冊発行。掲載内容は公民館関係員とこども支援センターで連携し作成。認可保育園、認定こども園等の子育て支援センターや子育て支援センターに配布した。利用者は1819名。	3		3	認可保育園、地域子育て支援センターにて読書会を開催し、絵本の読み聞かせの機会を確保し、親子の絆を強める。毎月1回全12冊発行。掲載内容は公民館関係員とこども支援センターで連携し作成。認可保育園、認定こども園等の子育て支援センターや子育て支援センターに配布した。利用者は1819名。	3	■成果：年々参加する親子が増え、参加者から子育てに関する情報を入手する場にもなった。 ■「子どもの権利」に関連して：参加者から子育てに関する情報を収集したり、親子の交流を促進する貴重な場となった。 ■公民館の地域支援事業として継続している。	C	幸区役所	保育所等・地域連携	

事業No	具体的な取組	条約の条数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
144	(8)	18条		ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業等から、親子学習施設及び児童館において、子どもの権利に関する必要な支援を行います。	地域子育て支援センター及び市民館で「子育て講座と子育て相談」を併せとした子育て講座、子育て広場、保育ボランティア講座を実施する。	市民館、子育てサロン、地域の子育て支援センターにて講座を行う。(6回 2440人参加)	3	市民館、子育てサロン、地域の子育て支援センターにて講座を行う。(7回 2417人参加)	3	市民館、子育てサロン、地域の子育て支援センターにて出張講座を行う。(7回 2417人参加)	3	■成果：講師や講座参加者から子育てに関する情報入手する場にもなった。 ■「子どもの権利」に関連して：講師や参加者から子育てに関する情報を収集したり、親同士の交流を促進する貴重な場となった。 ■保育士・栄養士・看護師の専門性を生かした出張講座を強化する。	C	中央区所	保育所等・地域連携
145		47		みんなで子育てフェアさいわい	区内の子育て支援機関や団体が、地域全体の交流を高め、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざして実施する。	今年度は第10回の実施であり、2月28日13時から15時の間で、参加者総数を伸ばして実施した。当日一般参加者は306名、子育て支援等従事者は323人であった。	3	今年度は第11回の実施であり、2月27日13時から15時の間で、参加者総数を伸ばして実施した。当日一般参加者は777名、子育て支援等従事者は221人であった。	3	今年度は第12回の実施であり、2月25日10時から15時の間で、日中合同行事を使用した。当日一般参加者は64名、子育て支援等従事者は20人であった。	3	■成果：16～17の区内子育て支援機関や団体が参加し、地域全体の交流を深めることで、安心して暮らせる地域づくりの一助となった。 ■「子どもの権利」に関連して：子育て支援団体や地域の人と交流することで、安心して暮らせる機運につながった。 ■課題：引き続き円滑にフェアを実施するとともに、新たな担い手の取りこぎの検討が必要。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
146				子育て情報誌の発行(中央区)	子育て情報誌「おこさまのさいわい」を区役所公民館で配布し、子育て世代の間に広く普及させる。また、子育てに関する最新情報や、地域に特化した子育て情報の提供を行う。	区内子育て関係団体・組織から選出された編集委員による編集委員会を特設修正のため3回、また、27年度に引き続き区民の参加のため1回、合計4回開催した。また、平成26年度版については、6月に発行し区役所窓口等に配布した。	3	平成27年度は全改正時期に当たったため、区内子育て関係団体・組織から選出された編集委員による編集委員会を特設修正のためメンバーを一時的に、平成27年度版については、6月に発行した他、編集委員・誌会を開催し平成28年度版に配布する改訂版を作成した。	3	昨年年度、子育て支援団体のほか区民等による編集委員会による改訂版の作成に積極的に参加し、平成28年度版を早目に発行した。同編集委員を3回実施し、改訂版について区民と意見交換し、趣向を凝らし、平成29年度改訂版原稿を作成した。	3	■成果：地域の中で安心して子育てできるように、赤ちゃんから幼児まで子育てに関する取組だけでなく、地域の子育て支援の活動や遊び、施設の情報を提供することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもと子どもを持つ親が安心して生活できるように、年齢に応じた支援の相談窓口や制度案内等が記された。 ■課題：冊子としての情報量には限界があるため、冊子に関する情報誌やホームページの紹介等がわかりやすく周知する必要がある。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
147				子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね!」の発行	区内の子育て情報を子育て関連機関の協力により編集し、毎月発行する。また、子育てに関する最新情報や、地域に特化した子育て情報の提供を行う。	区内で行われる子育て情報をまとめて、月1回2500部発行するとともに、ホームページへの掲載も行った。	3	区内で行われる子育て情報をまとめて、月1回2600部発行するとともに、ホームページやFacebookへの掲載も行った。	3	区内で行われる子育て情報をまとめて、月1回2600部発行するとともに、ホームページやFacebookへの掲載も行った。	3	■成果：子育てイベントカレンダー「お散歩に行こうね!」が、子育て支援に関する重要な情報となった。 ■「子どもの権利」に関連して：子育てに関する情報を収集するための貴重なツールとなった。 ■ホームページやアプリの掲載での参加が多いので引き続き取り組んでいく。	C	中央区所	保育所等・地域連携
148				就労妊婦への支援事業	就労妊婦の増加に伴い、毎日が仕事中心の生活にながちな妊婦に産前産後生活不安の軽減や産後生活不安の軽減の対策を実施する。土曜日に講座を開催する。	「ワーキングマザーのための妊婦・出産・子育て講座」を年間4回(6月・9月・12月・3月)土曜日に実施し、0児が参加した。安心・安全な産前産後生活のための情報や、自身の生活スタイルや子育ての不安について、妊婦とパートナーへ情報提供を実施した。	3	「ワーキングマザーのための妊婦・出産・子育て講座」を年間4回(6月・9月・12月・3月)土曜日に実施し、0児が参加した。安心・安全な産前産後生活のための情報や、自身の生活スタイルや子育ての不安について、妊婦とパートナーへ情報提供を実施した。	3	「ワーキングマザーのための妊婦・出産・子育て講座」を年間4回(6月・9月・12月・3月)土曜日に実施し、0児が参加した。安心・安全な産前産後生活のための情報や、自身の生活スタイルや子育ての不安について、妊婦とパートナーへ情報提供を実施した。	3	■成果：妊婦及びそのパートナーの参加により、妊娠中や出産後も互いに協力し合いながら、子育て・家庭と仕事を両立していくためのメッセージの場となった。 ■「子どもの権利」に関連して：保護者が、妊娠中から子どもの育ちを通して、子育てについて共に学び合える場となった。 ■課題：就労妊婦が年々増加しており、産前産後事業との関連性や対応の必要性について検討が必要である。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
149				多胎児育児支援事業	多胎児の妊婦や育児中の親と子の交流や情報交換を地域のボランティアとともに推進し、子育てを支援する。また、多胎児育児の経験者として「ヒーパップ」を発行する。	多胎児の育児で交流会を区内4か所で4回開催し、育児の孤立化を予防し、相互支援による育児の向上を促した。またボランティアの定例会を定期的に行い、事業推進のための情報共有を行った。ヒーパップ通達は3月に発行した。	3	多胎児の育児で交流会を区内4か所で4回開催し、育児の孤立化を予防し、相互支援による育児の向上を促した。またボランティアの定例会を定期的に行い、事業推進のための情報共有を行った。ヒーパップ通達は3月に発行した。	3	多胎児の育児で交流会を区内4か所で4回開催し、育児の孤立化を予防し、相互支援による育児の向上を促した。またボランティアの定例会を定期的に行い、事業推進のための情報共有を行った。ヒーパップ通達は3月に発行した。	3	■成果：定期的な開催により、多胎児を持つ保護者が、妊娠中から情報共有し、また子育ての仲間づくりや支援が得られる場となった。 ■「子どもの権利」に関連して：多胎児の育児に異なる工夫や工夫が必要であり、専門員や多胎児の育児を経験している母親との知識、ボランティアを含めたサポートが、多胎児を持つ保護者にとっての貴重な支援である。 ■課題：交流会の会場にアクセスしづらい参加者の把握と開催場所の検討が必要である。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
150				乳幼児ふれあい事業	乳幼児健診の待機時間を利用し、親子のふれあいや親子と相談し、育児情報の提供を行う。	年間110回の乳幼児健診において乳幼児ふれあい事業を実施し、待機時間を利用しながら、親子・保護者・保健士等の関係者の知識の提供、育児情報の提供を行った。	3	年間110回の乳幼児健診において乳幼児ふれあい事業を実施し、待機時間を利用しながら、親子・保護者・保健士等の関係者の知識の提供、育児情報の提供を行った。	3	年間60回の乳幼児健診において乳幼児ふれあい事業を実施し、待機時間を利用しながら、親子・保護者・保健士等の関係者の知識の提供、育児情報の提供を行った。	3	■成果：区役所における乳幼児健診は、対象年齢の子育て世代の90%以上が来所するため、専門員による相談や知識・情報の提供が効果的に行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して：保護者が子どもの成長発達を確かなるための専門家や関係者からの知識や経験の活用が得られる。育児支援の場となっている。 ■課題：乳幼児人口の増加に対応したスタッフ体制で、本事業を継続していく必要がある。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
151				なかはら子ども未来フスタ	区内の子どもに関する団体や機関が一層交流し、情報交換、交流の場を創出することにより、地域全体で安心して子育てを支援するための取組を進めることとする。	区民との協働により会議を4回開催し、フェスタの準備を行い実施した。当日(11月9日)は参加者が44名、市民200人の参加があり、地域における世代間交流を進めることができた。	3	区民との協働により会議を4回開催し、フェスタの準備を行い実施した。当日(11月9日)は参加者が44名、市民200人の参加があり、地域における世代間交流を進めることができた。	3	区民との協働により会議を4回開催し、フェスタの準備を行い実施した。当日(11月9日)は参加者が44名、市民200人の参加があり、地域における世代間交流を進めることができた。	3	■成果：フェスタを通じて区内の子育てに関わる団体間のつながり、地域と親子のつながりを醸成することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：フェスタ当日は青少年支援と連携し、子どもの権利条約がパネル展示、チラシ配布を行った。 ■課題：フェスタの内容を子育て世代だけでなく、ゆくゆくは就労先まで視野を広げることが検討する必要がある。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
152				子育て支援推進事業	子育てを地域で支えることにより、親子と子育てを担う人との交流を促進し、子育てに関する最新情報や、地域に特化した子育て情報の提供を行う。	社会・民生主体で組織している中地区子育て支援推進委員会が実施する子育てサロン16か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行った。サロンスタッフ等に全体研修を1回実施し、136名の参加を得た。	3	社会・民生主体で組織している中地区子育て支援推進委員会が実施する子育てサロン16か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンへの支援を行った。サロンスタッフ等に全体研修を1回実施し、134名の参加を得た。	3	中地区社会福祉協議会・中地区民生委員児童委員協議会主体で組織している中地区子育て支援推進委員会が実施する子育てサロン16か所の他に、区内でボランティアが運営している自主サロンの支援を行った。子育てサロンのスタッフ向けに全体研修を1回実施し、134名の参加を得た。	3	■成果：子育てを地域で支えることにより、親子と心の安定を回り、健康的な子育てをしやすい環境を整えることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：健康的な子育てしやすい環境が整うことで、健やかな成長が促進されることへつながった。 ■課題：より多くの人が子育てを理解し、参加できるような、広報等を強化していく。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
153				子育て情報誌の作成事業(中央区)	子育て情報誌「このゆびとーま!」(中央区)の発行や、子育てに関する最新情報や、地域に特化した子育て情報の提供を行う。	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびとーま!」(2016年度版)の改訂版や、子育て情報誌「このゆびとーま!」(2016年度版)の発行を行った。また、子育て情報誌「このゆびとーま!」(2016年度版)の発行を行った。そのほか、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、7区の子育てに関する情報誌「フェイスブック・ツイッター」を開始し、新たな媒体での取組を行った。	3	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびとーま!」(2016年度版)の改訂版や、子育て情報誌「このゆびとーま!」(2016年度版)の発行を行った。また、子育て情報誌「このゆびとーま!」(2016年度版)の発行を行った。そのほか、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、7区の子育てに関する情報誌「フェイスブック・ツイッター」を開始し、新たな媒体での取組を行った。	3	子育て情報の提供として、区子育てガイドブック「このゆびとーま!」(2016年度版)の改訂版や、子育て情報誌「このゆびとーま!」(2016年度版)の発行を行った。また、子育て情報誌「このゆびとーま!」(2016年度版)の発行を行った。そのほか、区子育てガイドブックの改訂に合わせ、ホームページの情報更新を行うとともに、7区の子育てに関する情報誌「フェイスブック・ツイッター」を開始し、新たな媒体での取組を行った。	3	■成果：子育て中の保護者に様々な情報を提供することで、子育てに関する不安や悩みを軽減させた。 ■「子どもの権利」に関連して：親子が子育てに関する様々な情報を得て、行事に参加し、仲間を得ることで、健やかな成長が促進されることにより、子育てが楽しくなっている。 ■課題：より多くの人が子育てを支援の仲間として参加していくことが求められる。 ■引き続き多様な多様な媒体を通じて情報していくことが求められる。	C	中央区所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当

事業No	具体的な取組	条数の数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管部署	平成28年度の所管課
154	(8) ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの権利に関する必要な支援を行います。	18条		多胎児育児支援「さくらんぼ」	リスクを伴う多胎児育児に関する情報提供、育児相談、親子あそび等を実施し、多胎児育児に関する支援を行う。	毎月1日、年12回実施。93組の双子と双子を名乗る母親2名が参加した。周知については、母子健康センターで実施し、毎月1回、親子あそびの機会を設け、育児相談に丁寧に対応しチラシを配布し多胎児の育児支援を行った。	3	毎月1日、年12回実施。延95組の双子とその兄弟姉妹、また、2名の妊婦の参加が予定された。本事業は母子健康センターで実施し、毎月1回、親子あそびの機会を設け、育児相談に丁寧に対応しチラシを配布し多胎児の育児支援を行った。	3	毎月1日、年12回実施。延75組の双子とその兄弟姉妹、また、1名の妊婦の参加が予定された。ボランティアが1回につき、10名程度のボランティアを募集し、子育てに関する相談や育児相談を行った。また、妊婦の不安の相談場所となっている。	3	■成果：双子の育児の大家族を共有でき、情報交換を行うことで育児の不安の軽減に役立った。 ■「子どもの権利」に関連して：双子であるため、1人1人の権利の大切さを考えられるよう支援した。 ■課題：参加できていない人への周知とフォローの仕方の検討が必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 地域支援担当
155				地域で子育て支援「すくすく講座」	地域の子育て支援センターと連携し、育児に関する講座を10回以上、延べ359人の参加があった。内容は、子どもに多い感染症や子どものこころの発達等についての講座を行った。個別の相談にも対応している。	地域子育て支援センターで、育児に関する講座を7回以上、延べ259人の参加があった。講座の内容は個別の相談や育児相談を行った。終了後個別の相談を受けた。	3	地域子育て支援センターで、育児に関する講座を10回以上、延べ359人の参加があった。内容は、子どもに多い感染症や子どものこころの発達等についての講座を行った。個別の相談にも対応している。	3	地域子育て支援センターで、育児に関する講座を10回以上、延べ359人の参加があった。内容は、子どもに多い感染症や子どものこころの発達等についての講座を行った。個別の相談にも対応している。	3	■成果：地域の担当保健師が積極的な時も地域子育て支援センターを訪問することで多くあったので、顔の見える関係がスタッフの情報交換がしやすくなった。 ■「子どもの権利」に関連して：母子健康等スタッフが知ることになったことを継続し、早期の介入ができた。 ■課題：地域子育て支援センターに集約できない人を地域につなぐ工夫が必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 地域支援担当
156				未熟児育児支援「すくすくママキッズ」	リスクを伴う未熟児の育児支援を行うため、育児の情報交換、育児相談、親子あそび等を実施する。	未熟児で生まれた子どもと親の交流を年6回実施し、延べ46組の親子の参加があった。ボランティアによるよちよちの親子を交流や交流の交流を行った。	3	低出生体重児や医療的フォローを要する子どもと親の交流を年6回実施した。延べ3組の親子の参加があった。情報交換を行いながら、子ども成長の状況を確認できる場となっている。	3	低出生体重児や医療的フォローを要する子どもと親の交流を年6回実施した。延べ3組（2月現在）の親子の参加があった。情報交換を行いながら、子育ての相談をしたり、子どもの成長の状況を確認したりする場となっている。	3	■成果：低出生児を持つ親は不安も多いが、来所することで先の見通しができたり相談できたりした。 ■課題：低出生児の出生数に比較して参加が少ない。会の開催の周知と丁寧なフォローが必要となる。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 地域支援担当
157		50		子育てグループ支援事業	子育てグループ交流会の実施、活動のための意識の醸成を行うことで、地域の発展と子育ての充実を図る。	子育てグループの交流会「きょうみつかりよる」を10月7日に開催した。グループの活動状況と活動の課題を把握するため、グループ交流会を開催した。子育てグループの設立と運営に関するアンケートの回収に協力、検討を行った。	3	子育てグループ交流会の企画運営を子育て中の保護者を中心として「たかつの」子育てを支援する団体・機関と連携し、9月30日「子育てグループの紹介」を行う交流会を開催した。また、子育てグループの紹介と地域の子育て支援に関するアンケートの回収に協力、検討を行った。	3	高津区内の子育てネットワーク会議子育てグループ支援部会と連携して「たかつの」子育てを支援する団体の紹介、子育てグループ交流会を開催し33名の参加があった。また、子育てグループの紹介と地域の子育て支援に関するアンケートの回収に協力、検討を行った。	3	■成果：高津区内の子育てネットワークの発展が促進になりニーズを把握できたことで具体的な支援につながった。 ■「子どもの権利」に関連して：地域の子育てグループが、活発に活動する事により子どもたちの育ちの場が広がった。 ■課題：各子育てグループが積極的に活動の場所確保や後継者探しに苦労している。具体的な支援が必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携
158		51		高津区こども・子育てフェスタ事業	区内で子育てに関する様々な活動をしているグループや企業等の連携、相互交流及び子育て中の人々への情報提供・交流の促進、子どもの育ちを地域で支援する。	高津市民館を会場に、乳幼児から小・中学生の子どもとその保護者を対象に、子育てグループの紹介や子育てを支援する団体・機関と連携し、展示、コンサート、親子で楽しめる様々な催しを行った。ホールでは、東京海洋大学学生博士・名谷ケンタ氏による講演「食の安全と食の安心について」を開催した。また、高津区子育てフェスタ実行委員会主催の「子育てフェスタ」を開催した。参加者2,500人、75団体の参加があった。	3	高津市民館を会場に、乳幼児から小・中学生の子どもとその保護者を対象に、子育てグループの紹介や子育てを支援する団体・機関と連携し、展示、コンサート、親子で楽しめる様々な催しを行った。ホールでは、東京海洋大学学生博士・名谷ケンタ氏による講演「食の安全と食の安心について」を開催した。また、高津区子育てフェスタ実行委員会主催の「子育てフェスタ」を開催した。参加者2,500人、75団体の参加があった。	3	高津市民館を会場に、乳幼児から小・中学生の子どもとその保護者を対象に、子育てグループの紹介や子育てを支援する団体・機関と連携し、展示、コンサート、親子で楽しめる様々な催しを行った。ホールでは、東京海洋大学学生博士・名谷ケンタ氏による講演「食の安全と食の安心について」を開催した。また、高津区子育てフェスタ実行委員会主催の「子育てフェスタ」を開催した。参加者2,500人、75団体の参加があった。	3	■成果：子育て支援関係機関と連携し、親子で楽しめるイベントを開催することで、親子の交流を深めるとともに、関係機関とうしでの連携が促進された。 ■課題：より効果的な子どもの権利の広報・啓発のため、フェスタ開催時の広報スペースの確保や広報手段を検討する必要がある。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
159				子ども・子育て支援課	子どもの育ち・発達や子育てに関する課題をテーマとした講座や見学・体験交流等を実施し、課題に対する意見を伺う。	子育て中の保護者を対象とした講座を3回、子育て支援センターで実施した。また、プレバト・プレママ講座を3回、初めて赤ちゃんを育てる母親のための3回連続プログラムを2回実施した。	3	男性の育児の参加を促進する講座を3回、子育て支援センターで実施した。また、プレバト・プレママ講座を3回、初めて赤ちゃんを育てる母親のための3回連続プログラムを3回実施した。	3	男性の育児の参加を促進する講座を3回、子育て支援センターで実施した。また、プレバト・プレママ講座を3回、初めて赤ちゃんを育てる母親のための3回連続プログラムを3回実施した。	3	■成果：初めの出席や育児に異なればつらくなることで子育てに関する不安や悩みの軽減につながった。 ■「子どもの権利」に関連して：子育てに対する不安や悩みの軽減が期待でき、地域で育てる体制が整うことと安心しやすくなる体制が実現した。 ■課題：地域で行う事業についてなかなか呼びかけにくい。情報の周知の仕方などに工夫が必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携
160				地域子育て支援事業「あつまれキッズ」	地域の0歳～3歳の子どもと親を対象に、区内3カ所において、子どもに発達する機会や身体と脳で「あつまれキッズ」を年6回コース6回開催。より地域に合った内容で、年間を通して親子での遊びや成長講座、健康講座、情報交換等を実施した。	地域の0歳～3歳の子どもと親を対象に、区内3カ所において、子どもに発達する機会や身体と脳で「あつまれキッズ」を年6回コース6回開催。より地域に合った内容で、年間を通して親子での遊びや成長講座、健康講座、情報交換等を実施した。	3	地域の0歳～3歳の子どもと親を対象に、区内3カ所において、子どもに発達する機会や身体と脳で「あつまれキッズ」を年6回コース6回開催。より地域に合った内容で、年間を通して親子での遊びや成長講座、健康講座、情報交換等を実施した。	3	地域の0歳～3歳の子どもと親を対象に、区内3カ所において、子どもに発達する機会や身体と脳で「あつまれキッズ」を年6回コース6回開催。より地域に合った内容で、年間を通して親子での遊びや成長講座、健康講座、情報交換等を実施した。	3	■成果：連続講座形式にすることで保護者の育児力が向上し、仲間づくりができた。また、スタッフである民生児童委員、主任児童委員のスキルアップにつながった。 ■「子どもの権利」に関連して：地域の保護者の子育て力がアップし、親子を育むことのできる地域の支援者の存在を身近に感じることができたり、子育てが安心感を持って進めることができた。 ■課題：「あつまれキッズ」の企画運営の主体となっている民生児童委員の負担軽減の中で、民生児童委員が引き続き進んでくれるのかどうか不透明である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携
161				子ども・子育て情報発信事業	高津区子ども・子育てネットワーク会議と協力連携し、子育て中の親のニーズに合った地域子育て情報ブック「ホッとそでたかつ」を作成し、ホームページにも掲載し、情報提供する。	「ホッとそでたかつ」(冊子)を作成し、地域の子育て支援センターで配布し、関係機関・機関等に配布した。ホームページには冊子のホームページを掲載するとともに、関係機関から情報提供が得られるよう、掲載・更新・管理を行った。	3	「ホッとそでたかつ」(冊子)を作成し、地域の子育て支援センターで配布し、関係機関・機関等に配布した。ホームページには冊子のホームページを掲載するとともに、関係機関から情報提供が得られるよう、掲載・更新・管理を行った。	3	子育て中の区民ニーズに合った地域の子育て情報として「ホッとそでたかつ」(冊子)を700部発行し、関係機関・機関等に配布した。ホームページには冊子のホームページを掲載するとともに、関係機関から情報提供が得られるよう、掲載・更新・管理を行った。	3	■成果：高津区子ども・子育てネットワーク会議(情報部会)と連携し、子育て中の区民ニーズに合った地域の子育て情報をガイドブック及びホームページで提供した。 ■「子どもの権利」に関連して：人間としての大切な子どもの権利を守るため、育ち・学ぶ施設等について掲載し、幅広く子どもの権利に係る情報提供を行った。 ■課題：子育て支援情報の発信方法がホームページや子育てアプリ、シッターなど多岐にわたっており、情報の周知の仕方などに工夫が必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携
162				転入者子育て交流会	転入の多い高津区において、子育て中の転入者や転入者の子育てに関する情報提供、関係機関との連携及び参加者同士の交流を促し、子育てに関する不安や悩みを軽減する。	5・6月に区役所で年2回実施。10月に保健師による年2回の交流会。地域の関係機関との連携を促し、参加者同士の交流を促し、子育てに関する不安や悩みを軽減する。	3	5・6月及び10月に区役所及び保健師による年2回の交流会。地域の関係機関との連携を促し、参加者同士の交流を促し、子育てに関する不安や悩みを軽減する。	3	転入者の多い数とそれぞれ開催した。ニーズの多い交流の機会を2回と1歳～2歳対象の交流会を10月10日開催し、延べ44組、約4名参加があった。主任児童委員や地域の子育て関係機関との連携を促し、参加者同士の交流を促した。	3	■成果：高津区子ども・子育てネットワーク会議(情報部会)と連携し、子育て中の区民ニーズに合った地域の子育て情報をガイドブック及びホームページで提供した。 ■「子どもの権利」に関連して：人間としての大切な子どもの権利を守るため、育ち・学ぶ施設等について掲載し、幅広く子どもの権利に係る情報提供を行った。 ■課題：子育て支援情報の発信方法がホームページや子育てアプリ、シッターなど多岐にわたっており、情報の周知の仕方などに工夫が必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携
163				子育て情報紙「あつたつしん」	子育て中の区民と協働で、子育て中の親のニーズに合った子育て情報紙を年6回発行する。	子育て中の区民と協働で、子育て中の親のニーズに合った子育て情報紙を年6回発行した。	3	子育て中の区民と協働で、子育て中の親のニーズに合った子育て情報紙を年6回発行した。	3	子育て中の親のニーズを反映させるため、現役の子育て中の区民と協働して年6回発行し、年6回「各250部発行。7ヶ所に配布した。」	3	■成果：子育ての不安や悩みの軽減と子育て中の区民の活躍の場となった。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利を守るために親も親自身が育ち・学ぶ施設等について掲載し、幅広く子どもの権利に係る情報提供を行った。 ■課題：状況の変化により、紙媒体で子育て情報を収集する割合が減り、掲載の多い所もある。全体的な見直しが必要である。	C	高津区役所	地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕
 平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価
 施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条数の 条数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の 達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の 達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の 達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評 価	平成28年度の所管 局	平成28年度の所管課
184	(8)	ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業⑯など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの権利に関する必要な支援を行います。	18条	子育て支援情報の提供	子育て支援情報を掲載した「多摩区子育てBook」を作成・配布するほか、子ども子育てに関する支援情報や相談窓口、関連施設・関係機関等を体系的に紹介した「多摩区子育てWEB」を運営する。	「多摩区子育てBook」を5,000部作成し、母子手帳交付者や乳幼児期の子育て中の妊産婦に配布した。田原市や大学の連携で配布の機会を増やした。また、「多摩区子育てWEB」を全学年2回のほか、随時詳細更新を20回実施した。	3	「多摩区子育てBook」を5,000部作成し、母子手帳交付者や乳幼児期の子育て中の妊産婦に配布した。田原市や大学の連携で配布の機会を増やした。また、「多摩区子育てWEB」を全学年2回のほか、随時詳細更新を20回実施した。他に「産前産後フェスタ」も立ち上げた。	3	「多摩区子育てBook」を5,000部作成し、母子手帳交付者や乳幼児期の子育て中の妊産婦に配布した。田原市や大学の連携で配布の機会を増やした。また、「多摩区子育てWEB」を全学年2回のほか、随時詳細更新を20回実施した。他に「産前産後フェスタ」も立ち上げた。	3	■成果：フェイスブックやアプリなど多様なツールを活用することで、より多くの情報を必要とする市民へ情報提供することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：「多摩区子育てBook」内に「子どもの権利」に関するコーナーを設け、普及に努めた。 ■課題：地域の実情及び子育て家庭のニーズを考慮した情報の提供を検討する必要がある。	C	多摩区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
185				大学との連携による子育て支援事業	「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」を活用した大学との連携を通して、未就学の子育て支援に積極的な役割やコンサートなどの子育て支援を行う。	昭和音楽大学との連携で妊婦や未就学児親子向けのコンサート、田原市や大学の連携で配布の機会を増やした。また、玉川大学との連携で保護者向け講座を実施した。	3	昭和音楽大学との連携では大学の本格的なオハルホールでの妊婦や未就学児親子向けのコンサート、田原市や大学の連携で配布の機会を増やした。また、玉川大学との連携で保護者向け講座を実施した。	3	昭和音楽大学との連携では大学の本格的なコンサートホールでの妊婦や未就学児親子向けのコンサート、田原市や大学の連携で配布の機会を増やした。また、玉川大学との連携で保護者向け講座を実施した。	3	■成果：各大学の特色を生かした子育て支援事業を通して、親子が一層の連携や関係づきあいを促した。子どもの健全な発達・育児を促進した。 ■「子どもの権利」に関連して：地域とのつながりを持つことで、安心できる子育て環境を提供することができた。 ■課題：各大学と調整し、効果的な子ども・子育て支援事業を実施する。	C	麻生区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
186				大学との連携による体験学習	「麻生区・6大学 公学協働ネットワーク」を活用した大学との連携を通して、小学生を対象に体験学習やコンサートなどを行う。	昭和音楽大学との連携でコンサートや楽器体験、日本映画大学との連携で映画鑑賞や体験、和光大学との連携で施設見学や体験学習、明治学院大学との連携で施設見学や体験学習、玉川大学との連携で施設見学や体験学習を実施した。	3	昭和音楽大学との連携では小学生の企画によるコンサートと楽器の演奏体験、日本映画大学との連携では映画鑑賞や体験、和光大学との連携では施設見学や体験学習、明治学院大学との連携では施設見学や体験学習、玉川大学との連携では施設見学や体験学習を実施した。	3	昭和音楽大学との連携では小学生の企画によるコンサートと楽器の演奏体験、日本映画大学との連携では映画鑑賞や体験、和光大学との連携では施設見学や体験学習、明治学院大学との連携では施設見学や体験学習、玉川大学との連携では施設見学や体験学習を実施した。	3	■成果：各大学の特色を生かした体験学習を通して、地域の大学の学生や教員の交流や関係づきあいを促した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが自分の意見や考えを発信し、周囲とつながりを持つことができた。 ■課題：各大学と調整し、効果的な子ども・子育て支援事業を実施する。	C	麻生区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
187				子育てカレンダー	区内の子どもに関する情報をホームページを通じて一元的に提供する。こどもさくら、区内の関係機関や関係機関から未就学児とその保護者に対する子育てに関する情報やイベントなどの情報を収集し、毎月「子育てカレンダー」としてホームページに掲載した。また、区内の子どもに関する情報コーナーで紙媒体での告知を行う。	区内の関係機関及び関係機関等から未就学児とその保護者に対する子育てに関する情報やイベントなどの情報を収集し、毎月「子育てカレンダー」としてホームページに掲載した。また、区内の子どもに関する情報コーナーで紙媒体での告知を行った。	3	区内の関係機関及び関係機関等から未就学児とその保護者に対する子育てに関する情報やイベントなどの情報を収集し、毎月「子育てカレンダー」としてホームページに掲載した。また、区内の子どもに関する情報コーナーで紙媒体での告知を行った。	3	区内の関係機関及び関係機関等から未就学児とその保護者に対する子育てに関する情報やイベントなどの情報を収集し、毎月「子育てカレンダー」としてホームページに掲載した。また、区内の子どもに関する情報コーナーで紙媒体での告知を行った。	3	■成果：子育てに関する情報を提供するだけでなく、子育て支援を推進した。 ■課題：今後様々な媒体を活用し、より効果的な情報提供ができるよう取り組んでいく必要がある。また、情報量の増加に伴い、より見やすい紙面作りが必要となる。	C	麻生区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
188				子育て人材バンク事業	区内で活動する子育てサークル等に保育や遊びのボランティアを派遣し、グループ活動の支援を行う。	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを4名派遣し、グループ活動の支援を行った。	3	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを4名派遣し、グループ活動の支援を行った。	3	「麻生区子育て人材バンク事業」において、子育てグループに対して子育てボランティアを4名派遣し、グループ活動の支援を行った。	3	■成果：子育てグループや子育てボランティア活動を活性化することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：様々な道徳を通じて親子のふれあいを促進し、子育ての悩みやストレス等を軽減することができた。 ■課題：子育てボランティア会員と利用会員の活動がより活性化されるよう改善していく必要がある。	C	麻生区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
189				こども情報コーナー事業（麻生区）	「こども情報コーナー」等に子どもの権利や子どもの養育に関する情報パンフレットを置き、情報の発信や告知を行う。	区役所「こども情報コーナー」やイオン新百合ヶ丘店「こども情報コーナー」等に子どもの権利や子どもの養育に関する情報パンフレットを置き、情報の発信や告知を行った。	3	区役所「こども情報コーナー」やイオン新百合ヶ丘店「こども情報コーナー」等に子どもの権利や子どもの養育に関する情報パンフレットを置き、情報の発信や告知を行った。	3	区役所「こども情報コーナー」やイオン新百合ヶ丘店「こども情報コーナー」等に子どもの権利や子どもの養育に関する情報パンフレットを置き、情報の発信や告知を行った。	3	■成果：こども情報コーナーの設置や、チラシの配布依頼や販促に力を入れ、必要に応じて、より多くの情報を提供するようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：パンフレットやチラシ、ポスターなどの配布・掲示を通して、子育てに関する情報や子どもの権利について、市民に広く情報提供することができた。 ■課題：配布方法を常に整理していくとともに、配布依頼や印刷物の管理についても整理していく必要がある。	C	麻生区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
190				子育て情報誌の発行（麻生区）	子育て情報誌「きゅっとハグあそび」(3,000部発行) や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」(6,000部発行) を発行し、子育てに役立つ情報の発信を行う。	子育てガイドブック「きゅっとハグあそび」(3,000部発行) や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」(6,000部発行) を発行し、子育てに役立つ情報の発信を行った。また、新たに父親向けパンフレット「はは育育ほげととガイド」(8,000部発行) を発行し、父親の育児参加の促進に努めた。	3	子育てガイドブック「きゅっとハグあそび」(3,000部発行) や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」(6,000部発行) を発行し、子育てに役立つ情報の発信を行った。また、新たに父親向けパンフレット「はは育育ほげととガイド」(8,000部発行) を発行し、父親の育児参加の促進に努めた。	3	子育てガイドブック「きゅっとハグあそび」(3,000部発行) や子育て情報誌「ちびっこおでかけMAP」(6,000部発行) を発行し、子育てに役立つ情報の発信を行った。また、新たに父親向けパンフレット「はは育育ほげととガイド」(8,000部発行) を発行し、父親の育児参加の促進に努めた。	3	■成果：各相談機関や子育て中に役立つ情報を発信することで、子育て中の保護者の支援に努めた。 ■「子どもの権利」に関連して：保護者の育児による満足感や不安を軽減することができた。 ■課題：子育てで情報誌の重要性を高め、関係機関と連携し、子育てに役立つ情報をわかりやすく提供し、必要とする。	C	麻生区役所	地域のみどり支援センター 地域ケア推進担当
191				教育広報紙「教育だよりかわさき」	本物の「生涯・生活・保護者、教育関係者、市民を対象に、各種教育事業の情報を発信するために「教育だよりかわさき」を発行する。	子どもの権利への理解を深めるため、教育関係者や学芸員等に関する情報を掲載し、生涯・生活・保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供することを目的に「教育だよりかわさき」を計3回発行した。その中で、子どもの権利について理解を深めるための記事や欄を掲載した。	3	教育関係者や学芸員等に関する情報を掲載し、生涯・生活・保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供することを目的に「教育だよりかわさき」を計3回発行した。その中で、子どもの権利について理解を深めるための記事や欄を掲載した。	3	教育関係者や学芸員等に関する情報を掲載し、生涯・生活・保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供することを目的に「教育だよりかわさき」を計3回発行した。その中で、子どもの権利について理解を深めるための記事や欄を掲載した。	3	■成果：教育だよりを計3回発行し、本市の教育関係者について子どもや保護者等に提供することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：11月20日の子どもの権利の日にあわせて、11月号において子どもの権利を認知する記事や欄を掲載することで、子どもや保護者等へ効果的に情報提供することができた。 ■課題：読者のニーズに沿った情報の掲載や、わかりやすく目立つレイアウトの構成等について、引き続き検討していく必要がある。	C	教育委員会事務局	企画課
192				ひとり親や、障害のある子ども等、個別の支援を必要とする子どもを支援する取り組み	児童福祉施設等の養育施設や地域の資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に受け、養育支援を行う。	保護者からの相談に応じ、適切な事業を実施した。	3	保護者からの相談に応じ、適切な事業を実施した。	3	保護者からの相談に応じ、適切な事業を実施した。	3	■成果：個別の支援が必要となる、ひとり親や障害のある子どもや保護者に対し、相談支援を実施し、子育て支援が可能な家庭に対しては、子育て短期利用事業の実施により家庭に於ける育児負担等の軽減を図ることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて養育支援を行うことで、子どもや保護者等への負担を軽減することができた。 ■課題：当事業をより一層活用しているよう、今後も市民への周知を図っていく。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
193				ひとり親家庭への相談支援事業	児童福祉手帳の状況確認出向時に、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等を配布する。また、母子福祉推進課の相談窓口や子育て支援センター等において、ひとり親家庭に対する相談支援を行う。	児童福祉手帳の状況確認出向時に、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等を配布する。また、母子福祉推進課の相談窓口や子育て支援センター等において、ひとり親家庭に対する相談支援を行った。	3	児童福祉手帳の状況確認出向時に、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等を配布する。また、母子福祉推進課の相談窓口や子育て支援センター等において、ひとり親家庭に対する相談支援を行った。	3	児童福祉手帳の状況確認出向時に、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等を配布する。また、母子福祉推進課の相談窓口や子育て支援センター等において、ひとり親家庭に対する相談支援を行った。	3	■成果：児童福祉手帳の状況確認出向時に、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等を配布することで、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等の配布や、ひとり親家庭に対する相談支援を行うことで、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等の配布や、ひとり親家庭に対する相談支援を行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して：状況確認出向時にひとり親家庭に対する相談支援を行うことで、ひとり親家庭に対する支援策のリーフレット等の配布や、ひとり親家庭に対する相談支援を行うことができた。 ■課題：区役所保健福祉センターと母子・父子福祉センター等関係機関とのさらなる連携の推進を図る必要がある。	C	こども未来局	こども家庭課
194				母子・父子福祉センター事業	ひとり親家庭が抱えている様々な問題に対して、各種相談に当たることで、生活・就業・就学等の支援を行う。また、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行う。	母子福祉推進課の改正に伴い、「母子福祉センター」から「母子・父子福祉センター」に名称を変更した。また、生活・就業・就学等の支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して：センターにて状況の把握や相談支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■課題：相談支援が必要な家庭の中でも、支援が必要な相談支援を行うことで、就業や生活の支援を行った。	3	母子福祉推進課の改正に伴い、「母子福祉センター」から「母子・父子福祉センター」に名称を変更した。また、生活・就業・就学等の支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して：センターにて状況の把握や相談支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■課題：相談支援が必要な家庭の中でも、支援が必要な相談支援を行うことで、就業や生活の支援を行った。	3	母子福祉推進課の改正に伴い、「母子福祉センター」から「母子・父子福祉センター」に名称を変更した。また、生活・就業・就学等の支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して：センターにて状況の把握や相談支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■課題：相談支援が必要な家庭の中でも、支援が必要な相談支援を行うことで、就業や生活の支援を行った。	3	■成果：センターにおけるひとり親家庭に対する就業・生活相談や、就業・生活支援の各種講座を通して、ひとり親家庭の生活の安定や、子どもを育てる自信の回復を図った。 ■「子どもの権利」に関連して：センターにて状況の把握や相談支援を行うことで、ひとり親家庭の生活状況を把握し、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行うことができた。 ■課題：相談支援が必要な家庭の中でも、支援が必要な相談支援を行うことで、就業や生活の支援を行った。	C	こども未来局	こども家庭課
195				児童家庭支援センター事業	児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行う。また、児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行う。	児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行う。また、児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行った。	3	児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行う。また、児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行った。	3	児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行う。また、児童家庭支援センターの相談窓口において、必要に応じて、生活・就業・就学等の支援を行った。	3	■成果：子どもや保護者からの相談に応じ、必要な相談支援を実施することで、子育て短期利用事業の必要家庭に対する養育を支える支援を実施した。 ■「子どもの権利」に関連して：支援が必要な家庭に対しては、子どもの権利を認知するよう周知から支援を実施した。 ■課題：引き続き、児童及び養育者の支援を実施するとともに、市民への周知を図っていく。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
 3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕
 平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価
 施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条数の数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
196	(8) ひどい罰や、懲罰のある子ども等、個別の支援を必要とする子どもを特定し、各機関関係者等と連携して養育施設等を通じて養育を支援します。	18条		里親養育相互援助事業	里親同士の間を定期的に行うことにより、育児不安や育児負担の軽減を図るとともに、子どもが健やかに成長できる環境を整える。	里親支援機関と協力し、目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図った。	3	里親支援機関と協力し、目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図った。	3	里親支援機関と協力し、目的別の里親同士の相互交流の機会を設けることで、養育技術の向上を図った。	3	■成果：里親同士の相互交流により当事者の悩みや不安の共有に、養育技術の向上が図れた。 ■「子どもの権利」に関連して：相互交流により里親が悩みを共有する姿や、里親が子どもに接する姿により、子どもも安定した人間関係と穏やかな生活を確保することができた。 ■課題：里親のニーズをより具体的な目的の相互交流会を設けることで広く里親への認知を促す必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課
197				想健康センターにおける相談事業	0歳から18歳までの障害及び障害の疑いのある児童と家族を対象に、個別相談と対象に個別相談と連携により、診療等の総合的養育サービスを実施し、こどもに沿った援助を行う。	障害及び障害の疑いのある児童とその家族を対象に個別相談と連携により、診療等の総合的養育サービスを実施した。	3	子どもに沿った援助を総合的に実行し、一層のサービス向上を図るとともに、指定管理者への移行を実施し、それに伴う円滑な事業移行を行った。	3	一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を実施し、それに伴う円滑な事業移行を行った。民間の小児科医師連携センターを併設し、市内4か所の養育センターで子どもに沿った援助を総合的に行った。	3	■成果：子どもに沿った支援を総合的に実行し、一層のサービス向上を図るため、指定管理者への移行を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：1人1人の特性に応じた総合的養育サービスを行った。 ■課題：子どもの特性に応じた一層の総合的養育サービスの提供を行う。	C	健康福祉局	健康計画課
198				学習支援・思慮つくり事業	健全な発達環境を維持することが困難な中・高生児に対する学習支援や、学習意欲や学習習慣の向上を図ることを目的とする。	中・高生児を対象に平成26年度より事業を開始し、市内8箇所の施設となった。平成26年度末の事業参加者は167人、うち中学3年生は117人、高校生等は116人となっており、進学率は99.9%であった。	3	市内4か所、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業について、市内4か所、2回、1回2時間の学習支援事業を実施し、高校等への進学を支援する学習支援事業を実施した。平成27年度末の事業参加者は135人、うち中学3年生は99人、高校生等は88人となっており、進学率は99.8%であった。	3	生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業について、市内4か所、2回、1回2時間の学習支援事業を実施し、高校等への進学を支援する学習支援事業を実施した。平成27年度末の事業参加者は135人、うち中学3年生は99人、高校生等は88人となっており、進学率は100%であった。	3	■成果：生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援・思慮つくりの事業について、平成26年度当初は、高校等への進学を支援するため、原則中学3年生に対して、市内6か所を巡回し、1回2時間の学習支援を実施していたが、平成26年度中には、市内4か所まで実施場所を拡大するとともに、対象学年1・2・3年生に併せて実施するなどの事業の充実を図り、「課題の連鎖の防止」に向けた取組を推進した。 ■「子どもの権利」に関連して：生活保護受給世帯の中学生に対して学習支援を行った。 ■課題：他にも、「子どもの権利」や「子どもの権利」に向けた取組の強化が期待されているが、生活保護受給世帯に向けた学習支援は限られたものである。子どもへの学習支援に対するニーズも今後も増加を懸念する必要がある。国庫や補助金などの動向を踏まえながら、更なる事業の充実に努める必要がある。	C	健康福祉局	生活保護・自立支援室
199				児童家庭相談事業	子どもに関する様々な問題につき、家庭の抱える相談に応じ、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	子どもに関する様々な問題につき、家庭の抱える相談に応じ、区内外の児童福祉施設や関係機関との連携による支援を実施した。（平成26年度相談受付件数1,870件）	3	子どもに関する様々な問題につき、家庭の抱える相談に応じ、区内外の児童福祉施設や関係機関との連携による支援を実施した。（平成27年度相談受付件数2,177件）	3	子どもに関する様々な問題につき、家庭の抱える相談に応じ、区内外の児童福祉施設や関係機関との連携による支援を実施した。（平成28年度相談受付件数4,688件）	3	■成果：区内外及び児童相談所の連携により、子どもの権利の向上を図ることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。 ■課題：増加する相談に対応するため、引き続き区内外と児童相談所の連携による相談支援を実施する必要がある。	C	こども未来局 区役所	児童家庭支援・虐待対策室 地域まもり支援センター 地域支援担当
200				ちびっこ健康教室	集団での親子遊びや保護者同士の交流、学習等を通じて、幼児の健全な発達を促進する。	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の発達に関する講話、体育指導員、保育士による親子遊びを通して、幼児の健全な発達を促進する事業を実施し、必要に応じて他事業と連携して実施する。同年代の幼児と交流する機会を設け、保護者からも好評であった。	3	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の発達に関する講話、体育指導員、保育士による親子遊びを通して、幼児の健全な発達を促進する事業を実施し、必要に応じて他事業と連携して実施する。同年代の幼児と交流する機会を設け、保護者からも好評であった。	3	臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の発達に関する講話、体育指導員、保育士による親子遊びを通して、幼児の健全な発達を促進する事業を実施し、必要に応じて他事業と連携して実施する。同年代の幼児と交流する機会を設け、保護者からも好評であった。	3	■成果：臨床心理士の発達に関する講話、言語聴覚士の発達に関する講話、体育指導員、保育士による親子遊びを通して、幼児の健全な発達を促進する事業を実施し、必要に応じて他事業と連携して実施する。同年代の幼児と交流する機会を設け、保護者からも好評であった。 ■「子どもの権利」に関連して：本事業により、幼児の健全な発達を促進し、必要に応じて他事業と連携して実施する。同年代の幼児と交流する機会を設け、保護者からも好評であった。 ■課題：発達支援に関する講話や親子遊びの機会を設けることにより、子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。 ■課題：今後も発達に関する講話や親子遊びの機会を設けることにより、子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。	C	こども未来局 区役所	こども保健福祉課 地域まもり支援センター 地域支援担当
201				発達に課題のある未就学児への支援事業	発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援する。	「こどもの力を育てるために」を6回開催し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。	3	「こどもの力を育てるために」を8回開催し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。	3	「こどもの力を育てるために」を8回開催し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。	3	■成果：発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。 ■「子どもの権利」に関連して：発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。 ■課題：子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 地域ケア推進担当
202				子どもの発達支援事業（中・高生児）	子どもの発達支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	3	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	3	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	3	■成果：子どもの成長を促すとともに、保護者が子どもに適した子育てをできるように支援した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。 ■課題：子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。	C	幸区役所	地域まもり支援センター 地域支援担当
203				子どもの発達支援事業（中・高生児）	子どもの発達支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	3	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	3	子どもの発達について支援を行っている関係機関や子育て支援団体と連携し、子どもが育つ環境の改善を図る。子どもの権利の観点から、必要に応じて児童相談所や関係機関との連携による支援を実施し、子どもの権利を保障する。	3	■成果：発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。 ■「子どもの権利」に関連して：発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。 ■課題：子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。	C	中原区役所	地域まもり支援センター 地域支援担当
204				外国人の子育てひろば（多摩区）	就学前の子どもを持つ外国人親子のためのフリースペースの言葉や遊びの場を設け、子育ての不安を解消し、子どもの発達を促進する。	実施回数11回、参加親子は延べ56名、1回あたり平均3組、3名参加。外国人の参加を促進し、子どもの発達を促進する。	3	実施回数11回、参加親子は延べ56名、1回あたり平均3組、3名参加。外国人の参加を促進し、子どもの発達を促進する。	3	実施回数11回、参加親子は延べ56名、1回あたり平均4～5組の参加があった。保護者や関係機関との連携による相談支援やフリースペースを実施し、情報提供・共有を行った。	3	■成果：就学前の子どもを持つ外国人親子のためのフリースペースの言葉や遊びの場を設け、子育ての不安を解消し、子どもの発達を促進する。 ■「子どもの権利」に関連して：育児に関する情報や子どもに合った安全に遊ぶための提供に努めた。 ■課題：地域での活動、居残りの方法を引き続き検討し、参加者の定着、参加者の確保につなげる必要がある。	C	多摩区役所	生涯学習支援課
205				幼児の発達支援事業（多摩区）	「発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援する。」	1歳半と3歳児健診後のフォローアップ（計4回）を実施し、発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。	3	1歳半と3歳児健診後のフォローアップ（計4回）を実施し、発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。	3	1歳半と3歳児健診後のフォローアップ（各グループ12名）と3歳児健診後のフォローアップ（各グループ12名）を実施し、発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。	3	■成果：発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。 ■「子どもの権利」に関連して：発達に課題のある未就学児の発達を促進し、成長発達に関する学習会や、親子のふれあいを促進し、子どもの発達にむく保護者を支援した。 ■課題：子どもや保護者の権利が侵害された場合には、適切な相談支援を実施し、子どもの権利を守った。	C	多摩区役所	地域まもり支援センター 地域支援担当

事業No	具体的な取組	条数の 再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の 達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の 達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の 達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評 価	平成28年度の所管 部署	平成28年度の所管課
223	(11)	20条	260 300	教育相談事業	子ども自身の悩みや、保護者の子育てに関する悩み、教員の子どもの関わりに関する悩み等について、来所直接相談や電話相談によって対応する。	来所直接相談では、144件の新規相談があり、約6割近くが不登校に関する相談となっている。また、電話相談は197件の相談に対応した。	3	来所直接相談では、150件の新規相談があり、約6割近くが不登校に関する相談となっている。また、電話相談では1132件の相談に対応した。	3	来所直接相談では、129件の新規相談があり、約7割近くが不登校に関する相談となっている。また、電話相談では1132件の相談に対応した。	■成果：様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携し、迅速に対応することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を基盤とした。 ■課題：相談員の相談技術の向上と相談窓口の一元の周知を図る必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター
224			300 308	スクールカウンセラーの 配置・活用	各学校で、専門的知識・経験を持つカウンセラーを配置し、教職員とは異なる側面から教育相談を行う。また、教職員の専門的知識や豊富な経験を活かし、児童・生徒の学習・生活への多面的な相談体制の構築を図る。	スクールカウンセラーの市立中学校への全校配置、学校巡回カウンセラーの小・中学校、高等学校への派遣により、各校における個別体制の充実が図られた。中学校52校のカウンセラーによる相談は11805人、小学校で1050件、高等学校では1110件の相談があった。	3	スクールカウンセラーの市立中学校への全校配置、学校巡回カウンセラーの小・中学校、高等学校への派遣により、各校における個別体制の充実が図られた。中学校52校のカウンセラーによる相談は11805人、小学校で1050件、高等学校では1110件の相談があった。	3	スクールカウンセラーを市立中学校へ全校配置、学校巡回カウンセラーを市立小学校・特別支援学校には要請して実施し、高等学校には積極的に派遣することにより、各校における個別体制の充実が図られた。中学校52校のカウンセラーによる相談は11805人、小学校で1050件の相談があった。事件事故等による緊急配置も迅速に行い対応した。	■成果：様々な相談のニーズに応じて、学校や関係機関と連携しながら対応することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが困ったことや悩みを安心して相談できる体制を基盤とした。 ■課題：学校現場に即した配慮を含め、充実した相談体制の構築を図る必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター
225			370	人権オブザベーションと 関係機関・団体との連携 事業	各区ごと支援委員会、学校、関係機関・団体間の連携等と密接な連携を行い、子どもの権利の浸透の早期実施を図る。	各区ごと支援委員会、要保護児童対策地域協議会、人権啓発推進会議、合同校長会等での周知を図った。また、子ども相談受付件数は138件、子どもの教育受付件数は5件、発見調査は2件であった。	3	各区ごと支援委員会、要保護児童対策地域協議会、人権啓発推進会議、合同校長会等での周知を図った。また、子ども相談受付件数は138件、子どもの教育受付件数は5件、発見調査は2件であった。	3	要保護児童対策地域協議会、人権啓発推進会議、合同校長会等での周知を図った。また、子ども相談受付件数は138件、子どもの教育受付件数は5件、発見調査は2件であった。	■成果：子ども未読、各区地域まほり支援センター、教育委員会事務局との連携が図れた。 ■「子どもの権利」に関連して：関係機関と連携して、子どもの権利の浸透について積極的に協力し実施を行った。 ■課題：引き続き各種会議等を通じて、さらに子ども未読、各区地域まほり支援センター等と連携を図る必要がある。	C	市民生活プラン事務局	人権オブザベーション担当
226	(12)	21条	387	こども文化センター	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、児童に健全な遊びを享受させ、その健康を促進するとともに、児童を健全に育成し、もって児童の健全な育成を図る。	指定管理者等と協議において情報交換を密に行い、児童厚生施設として児童の健全な育成を図った。	3	指定管理者等と協議において情報交換を密に行い、児童厚生施設として児童の健全な育成を図った。	3	各こども文化センターにおいて、施設のお祭りやなまじり事業等、地域住民や関係機関と連携した様々な事業を行い、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図った。	■成果：指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮した児童の育成が実現した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが育ち学ぶ施設として、子どもの居場所を提供した。 ■課題：引き続き、子どもの居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全育成を図っていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援課
227				子ども夢パーク事業	子どもの活動拠点として、また子どもら加で利用できる施設として、子どもの意見を表明し、参加を実現するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を有効に管理運営事業実施に反映させる。	子ども運営委員会を組織し、子どもの意見をスタジオ利用内容や「KUMUOKU」、「こどもめがね」などのイベント開催といった施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	子ども運営委員会を組織するなど、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	各種行事の実施に当たっては、子ども運営委員会を組織するなど、多くの子どもの意見を反映させることとし、子ども自身が企画、実施を行った。	■「子どもの権利」に関連して：各種行事等に子どもの意見を反映させ、子ども自身が企画、実施するなどの、子どもの意見表明が実現した。 ■課題：子どもの活動拠点として、また子どもら加で利用できる施設として、多くの子どもが育ち、学べるよう、健全育成を図っていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援課
228			304 341	学校教育推進会議	教育目標、教育活動等に關し、定期的に行い、学校現場と連携し、児童・生徒の学習・生活への多面的な相談体制の構築を図る。	各校において、地域とともに歩み、地域に開かれた学校づくりを進める上で、貴重な意見が寄せられた。学校評価システムにも有効に機能し、すべての学校において進捗が確認された。また、学校関係者評価が学校評価シート上に記された。	3	各校において、地域とともに歩み、地域に開かれた学校づくりを進める上で、貴重な意見が寄せられた。学校評価システムにも有効に機能し、すべての学校において進捗が確認された。また、学校関係者評価が学校評価シート上に記された。	3	各校において、地域とともに歩み、地域に開かれた学校づくりを進める上で、貴重な意見が寄せられた。学校評価システムにも有効に機能し、すべての学校において進捗が確認された。また、学校関係者評価が学校評価シート上に記された。	■成果：学校評価システムの機能強化が図られ、すべての市立学校（178校）で学校関係者評価が完了した。また、関係者についても評価結果が活用され、今後の改善に活用された。 ■「子どもの権利」に関連して：人権啓発推進をすべての教育活動の基盤としており、進捗が確認されている。 ■課題：PDCAサイクルのいっそうの充実。	C	教育委員会事務局	教育改善推進担当
229	(13)	22条		こども文化センターの施設整備	老朽化施設を改善するとともに、バリアフリーの理念に基づき、障害のある子どもが利用しやすい施設にする。	老朽化施設を改善するとともに、バリアフリーの理念に基づき、障害のある子どもが利用しやすい施設になった。	3	バリアフリーの理念に基づき、廊下、防水、外壁の大規模修繕工事を3件、空調設備、照明設備等の修繕工事を15件実施した。	3	バリアフリーの理念に基づき、廊下、防水、外壁の大規模修繕工事を3件、空調設備、照明設備等の修繕工事を15件実施した。	■成果：子どもの自主的な活動を安全に行える環境づくりを推進した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりを推進している。 ■課題：引き続き、老朽化する施設の修繕等施設整備を実施し、子どもが安心・安全に過ごせる環境づくりを進めていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援課
230				わくわくプラザ等の施設整備	わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、賑わいとなった施設の解消のため設備を整える。	わくわくプラザ4か所の施設整備を行った。また、学校と協議し余剰教室を有効活用させてもらうことに加え、施設の解消を行った。	3	わくわくプラザ4か所の施設整備を行った。また、学校と協議し余剰教室を有効活用させてもらうことに加え、施設の解消を行った。	3	学校の増設に伴うわくわくプラザ等の改修整備を進めるとともに、廊下、防水、外壁の大規模修繕工事を2件、空調設備等の修繕工事を15件実施した。	■成果：子どもが過ごしやすき環境づくりを推進した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが過ごしやすき環境づくりを推進している。 ■課題：引き続き、学校施設の活用や施設整備・修繕等を実施し、子どもが過ごしやすき環境づくりを進めていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援課
231			68	わくわくプラザ事業(障害児対応)	わくわくプラザをバリアフリー化し、障害のある子どもが安心して利用できる環境を整える。また、学校の連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすき過ごしやすき施設にするなど、障害のある子どもへの対応を図った。また、障害のある子どもが安心して利用できる環境を整えた。	3	学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすき過ごしやすき施設にするなど、障害のある子どもへの対応を図った。	3	学校や地域と連携を図り、児童にとって利用しやすき過ごしやすき施設にするなど、障害のある子どもへの対応を図った。	■成果：研修会等として危機管理意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：必要な支援を適切に行うことにより、子どもが安心して生活できる環境づくりが図られた。 ■課題：引き続き必要な支援を適切に行い、子どもの権利が守られるよう対応していく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援課
232				事故防止事業	発生した事故事例を基にした研修を実施したほか、職員等でも研修を実施し、事故防止意識を高める。また、各園においてヒヤリハット記録を実施し、分析し日常的な事故予防対策に努める。	発生した事故事例を基にした研修を実施したほか、職員等でも研修を実施し、事故防止意識を高める。また、各園においてヒヤリハット記録を実施し、分析し日常的な事故予防対策に努めた。	3	事故事例を基にした危機管理研修を実施したほか、職員等でも研修を実施し、事故防止意識を高める。また、各園においてヒヤリハット事例を活用し、事故予防対策に努めた。	3	事故事例を基にした危機管理研修を実施したほか、職員等でも研修を実施し、事故防止意識を高める。また、各園においてヒヤリハット事例を活用し、事故予防対策に努めた。	■成果：研修会等として危機管理意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもたちが安心して生活できる環境づくりとなった。 ■課題：安全・安心な保育実施に向け、今後も継続した取り組みが必要である。	C	こども未来局	運営管理課
233				安全管理事業	各保育所において、園長の管理のもと、安全点検を実施し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等の安全点検を定期的に行う。また、安全点検に関する研修を実施する。また安全管理に関する研修を実施する。	各保育所において、園長の管理のもと、安全点検を実施し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等の安全点検を定期的に行う。また、安全点検に関する研修を実施する。また安全管理に関する研修を実施した。	3	各保育所において、園長の管理のもと、安全点検を実施し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等の安全点検を定期的に行う。また、安全点検に関する研修を実施する。また安全管理に関する研修を実施した。	3	各保育所において、園長の管理のもと、安全点検を実施し、施設設備、遊具、玩具、用具、園庭等の安全点検を定期的に行う。また、安全点検に関する研修を実施する。また安全管理に関する研修を実施した。	■成果：安全点検の結果等を職員会議で周知し、安全管理の大切さについて、保育所職員の意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもたちが安心して生活できる環境を整えることができた。 ■課題：今後も職員全体の安全への意識を高めていくことが必要である。	C	こども未来局	運営管理課
234				安全で快適な教育環境整備事業	児童室が利用しやすき、過ごしやすき学校施設としていくつもの、快適なバリアフリー化など教育環境の向上をめざし、学校の施設やエレベーターの整備を進める。	学校トイレの快適化については、設計・工事を7校で実施し、工事実施校数は9校となった。エレベーターについては、設計・工事の計画を進め、エレベーターの設置やエレベーターの整備を進めた。また、エレベーターの設置やエレベーターの整備を進めた。	3	学校トイレの快適化については、設計・工事を7校で実施し、工事実施校数は9校となった。エレベーターについては、設計・工事の計画を進め、エレベーターの設置やエレベーターの整備を進めた。また、エレベーターの設置やエレベーターの整備を進めた。	3	学校トイレの快適化については、設計・工事を7校で実施し、工事実施校数は9校となった。エレベーターについては、設計・工事の計画を進め、エレベーターの設置やエレベーターの整備を進めた。また、エレベーターの設置やエレベーターの整備を進めた。	■成果：学校トイレの快適化やエレベーター設置を行い、快適な教育環境を整備した。 ■「子どもの権利」に関連して：快適な教育環境を推進した。 ■課題：トイレの快適化の未実施校及びエレベーター未設置校を減少させる必要がある。	C	教育委員会事務局	教育環境整備推進室

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条数の	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
235	(1)3	22		学校安全対策事業	警察官OBをスクールガード・リーダーとして派遣し、巡回指導や学校安全ボランティアの育成などに取り組む。また、学校からの防犯対策を実施し、地域の安全確保を図る。また、通学路の危険や地域交通安全の確保を図る。	スクールガード・リーダーを2人派遣し、巡回指導や学校安全ボランティアの育成などに取り組む。また、学校からの防犯対策を実施し、地域の安全確保を図る。また、通学路の危険や地域交通安全の確保を図る。	3	スクールガード・リーダーを2人派遣し、巡回指導や学校安全ボランティアの育成などに取り組む。また、学校からの防犯対策を実施し、地域の安全確保を図る。また、通学路の危険や地域交通安全の確保を図る。	3	スクールガード・リーダーを2人派遣し、巡回指導や学校安全ボランティアの育成などに取り組む。また、学校からの防犯対策を実施し、地域の安全確保を図る。また、通学路の危険や地域交通安全の確保を図る。	3	■成果：スクールガード・リーダーによる巡回指導や学校安全ボランティアの指導育成などを通じて、学校の防犯対策や通学路の危険の排除ができた。 ■課題：神奈川県「スクールサポーター」との連携強化が必要である。	C	教育委員会事務局	健康教育課
236	(1)4	23		子どもの権利に関する条例(ハーフレット)の作成、配布(施設職員)	条例施行のためのハーフレット等を市内小・中・高校や保育園など、育ち・学ぶ施設へ送付し、施設職員に配布し、子どもへの権利について説明を行う。	市内の小・中・高各中学校、保育園、こども文化センターなど子どもへの権利・学ぶ施設81箇所へ76,730枚の条例「ハーフレット」を送付し、子どもと施設職員への配布を行った。	3	市内の小・中・高各中学校、保育園、こども文化センターなど子どもへの権利・学ぶ施設903箇所へ79,914枚の条例「ハーフレット」を送付し、子どもと施設職員への配布を行った。	3	保育園の職員研修(延べ161人)、児童相談所の新任職員等、こども文化センター職員研修(延べ140人)など、子どもの権利に関する職員に対して、人権全般を含め子どもの権利について説明した。 そのほか、市内学校の教職員研修(340人)の機会が得られ、教職員に対し子どもの権利について説明した。 児童相談所と連携する以外にも、職員研修の資料として「ハーフレット」の取組も行っており、延べ308名が受講した。	3	■成果：市内の小・中・高各中学校をはじめ、子どもの育ち・学ぶ施設へ子どもの権利条例を配布できた。 ■子どもの権利」に関連して、子どもに関わる大人が子どもの権利を理解することで、子どもの権利意識を定めた。 ■課題：子どもの権利についての意識付けのため今後も定期的に条例の広報に努める必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
237	20	20		子どもの権利に関する講座(職員向け)	学校や子どもに関する施設等、子どもの権利に関する職員向けの研修会等を開催し、子どもの権利について説明し、子どもの権利意識を高める。	市立学校主催の人権教育研修会(延べ60人が参加)や保育園の職員研修(延べ169人)等で行った。子どもの権利に関する職員に対して、人権全般を含め子どもの権利について説明した。	3	保育園の職員研修(延べ160人)、児童相談所の新任職員等、こども文化センター職員研修等、子どもの権利に関する職員に対して、人権全般を含め子どもの権利について説明した。	3	保育園の職員研修(延べ161人)、児童相談所の新任職員(30人)、こども文化センター職員研修(延べ140人)等、子どもの権利に関する職員に対して、人権全般を含め子どもの権利について説明した。 そのほか、市内学校の教職員研修(340人)の機会が得られ、教職員に対し子どもの権利について説明した。	3	■成果：子どもに関わる施設の職員への研修をとおし、職員の人権意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して、研修会の受講者に対して具体的な研修事例を共有し、現場における子どもの権利を分かりやすく説明した。 ■課題：保育園への講師派遣や教育委員会との連携による研修は引き続き実施しつつ、民間施設職員向けの研修の機会が少なく、今後も民間施設の研修と連携し、民間施設職員への研修の機会を増やしていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
238	27			保育園長を対象とした研修会の開催	各保育園長を対象に、子どもの権利に関する条例について意識の向上及び人権尊重に基づいた保育の推進を図る。	各保育園長を対象に、「子どもの権利」に関する研修会を実施し、人権尊重に基づいた保育の推進を図った。	3	各保育園長を対象に、「子どもの権利」に関する研修会を実施し、人権尊重に基づいた保育を行った。	3	各保育園長を対象に、「子どもの権利」に関する研修会を実施し、人権尊重に基づいた保育を行った。	3	■成果：「子どもの権利」に関する知識を習得し、保育所の質の向上につなげた。 ■「子どもの権利」に関連して、毎年「子どもの権利」に関する研修を実施することで、施設長はじめ職員意識の向上につなげた。 ■課題：今後も研修の充実に向け、保育所全体の質の向上を図っていく必要がある。	C	こども未来局	運営管理課
239	28			保育園における職員研修(子どもの権利)	保育園等において子どもの権利をテーマにした研修会を開催し、子どもの権利について説明し、子どもの権利意識を高める。	子どもの権利についての研修を実施したほか、職員研修でも説明し、子どもの権利意識を高める研修を実施した。	3	保育園職員を対象に、「子どもの権利」についての研修を実施したほか、職員研修でも説明し、子どもの権利意識を高める研修を実施した。	3	保育園職員を対象に、「子どもの権利」についての研修を実施したほか、職員研修でも説明し、子どもの権利意識を高める研修を実施した。	3	■成果：職員の研修を実施することにより、職員の資質向上を図った。 ■「子どもの権利」に関連して、職員間で、子どもの守られる権利について理解を深めた。 ■課題：研修を充実に向け、職員の資質向上と関係機関との連携が必要である。	C	こども未来局	運営管理課
240				保護機関、保育所職員の研修	保育園や児童館職員が乳幼児の園外・見守り止め、見守り力養成するための研修を開催する。	乳幼児の発達を学ぶ研修1回、報告会を2回、見守り力養成に関する研修2回、事例検討会3回を開催した。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」ができるまでの過程や川崎市における人権教育の実践について学び、子どもの権利理解を深めた。	3	「川崎市子どもの権利に関する条例」ができるまでの過程や川崎市における人権教育の実践について学び、子どもの権利理解を深めた。	3	「川崎市子どもの権利に関する条例」ができるまでの過程や川崎市における人権教育の実践について学び、子どもの権利理解を深めた。	3	■成果：職員の研修を実施することにより、職員の資質向上を図った。 ■「子どもの権利」に関連して、毎年継続して研修を実施することにより、「子どもの権利」に関する条例の理解を深めることができた。 ■課題：研修内容の充実と職員への周知を徹底させる必要がある。	C	こども未来局	運営管理課
241	30			子どもの権利に係る研修	子どもに関する関係機関や関係団体等と連携し、子どもの権利に関する研修を実施する。	児童相談所新任職員研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図った。	3	児童相談所新任職員研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図った。	3	児童相談所新任職員研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、保育園等関係機関への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図った。	3	■成果：職員の子ども権利への意識向上につなげた。 ■「子どもの権利」に関連して、児童相談所等に対する子どもやその家族に対し、子どもの権利を守る支援につなげることができた。 ■課題：引き続き、研修等を実施し、子どもの権利意識向上を図っていく。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
242	34			体罰防止についての啓発	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の推進を図る。	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の推進を図る。	3	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の推進を図る。	3	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の推進を図る。	3	■成果：各学校ごとに、年毎に必ず体罰研修を実施し、教職員一人ひとりが児童生徒の気持ちに寄り添った指導が行われるようになった。 ■「子どもの権利」に関連して、体罰防止や不適切な指導の防止により、一人ひとりが大切に育ち、安心して生活ができるようになり、育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障された。 ■課題：子どもの安心・安全な生活を守るために、体罰防止の意識啓発の継続に努める。	C	教育委員会事務局	指導課
243	27			人権尊重教育推進担当者研修	教職員に対して実践報告や交流会などの研修を行い、権利の学習に関する効果的な指導方法や学習資料の活用方法について学び、子どもの権利意識を高める。	年4回の研修のうち、第1回と第4回において権利の学習に関する効果的な指導方法や学習資料の活用方法について学び、各学校の取組について発表交換を行った。また、第2回はいじめに備え、人権尊重教育推進委員会の取組について学び、いじめの防止について啓発した。	3	年4回の研修のうち、第1回と第4回において権利の学習に関する効果的な指導方法や学習資料の活用方法について学び、各学校の取組について発表交換を行った。また、第2回はいじめに備え、人権尊重教育推進委員会の取組について学び、いじめの防止について啓発した。	3	年4回の研修のうち、第1回と第4回において権利の学習に関する効果的な指導方法や学習資料の活用方法について学び、各学校の取組について発表交換を行った。また、第2回はいじめに備え、人権尊重教育推進委員会の取組について学び、いじめの防止について啓発した。	3	■成果：実践報告や交流会などを通して、担当者の人権意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して、各学校の取組について情報交換を行った。第2回は人権に関する講演会を実施し、人権意識の向上を図った。第3回は実践報告や学習資料の活用方法について学び、子どもの権利意識を高めることができた。 ■課題：研修内容を各校で報告し、校内の人権尊重教育への理解を深めていく必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
244	28			校長を対象とした研修会の開催	学校における子どもの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図る。	校長や学校教育の推進の観点により、学校における子どもへの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図る。	3	校長や学校教育の推進の観点により、学校における子どもへの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進の研修を行い、子どもへの権利意識を高める。	3	校長や学校教育の推進の観点により、学校における子どもへの権利に関する条例についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進の研修を行い、子どもへの権利意識を高める。	3	■成果：人権尊重教育推進の重要性を、あらためて確認することができた。 ■「子どもの権利」に関連して、継続して研修を実施することにより、子どもの権利意識に関する認識も深まった。 ■課題：子どもの権利に関する内容も多様化しており、人権尊重に基づいた教育活動の推進を多面的からとらえ、研修を深めていく必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
245	29			教職員研修	子どもを心を開く児童生徒指導研修として、各学校や社会教育施設での人権尊重教育の取組について学び、子どもの権利意識を高める。	夏季研修で、TAP(玉川アドベンチャープログラム)を講師として招き、子どもを心を開くために有効な指導方法を学んだ。	3	夏季研修で、TAP(玉川アドベンチャープログラム)を講師として招き、子どもを心を開くために有効な指導方法を学んだ。	3	TAP(玉川アドベンチャープログラム)を講師に招き、参加体験型の研修を実施することで、子ども一人一人の心に響きやすくなり、子どもを心を開くために有効な指導方法を学んだ。	3	■成果：TAPによる研修を通して、子どもを心を開くための有効な指導方法を学ぶことができた。 ■「子どもの権利」に関連して、子ども一人一人の心を認め、子どもを心を開くための研修について理解を深めた。 ■課題：学校、地域の連携や子ども一人一人の笑顔に届いた指導方法の実践例を、幅広く研修に取り入れていく。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅲ 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条例の条数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課	
246	(15) 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や被害に遭った場合、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に図る。	23条	88	子どもの権利ノート活用	児童養護施設等の児童福祉施設入所児童児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童に対して相談しやすい環境を整える。また、関係機関との連携を図る。	児童養護施設等の児童福祉施設入所児童児童に「子どもの権利ノート」を配布するとともに、さらなる権利について説明を行った。	3	児童養護施設等の児童福祉施設入所児童児童に「子どもの権利ノート」を配布するとともに、さらなる権利について説明を行った。	3	児童養護施設等の児童福祉施設入所児童児童に「子どもの権利ノート」を配布するとともに、さらなる権利について説明を行った。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：施設入所児童に「子どもの権利ノート」を配布するとともに、さらなる権利について説明を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：「子どもの権利ノート」を配布することにより、子どもが施設において安心して生活ができるようになった。 ■課題：入所児童に対して相談しやすい環境を整えるため、引き続き子どもへの説明及び権利ノートの配布を行う必要がある。 	C	こども未来局	児童支援課・虐待対策室	
247			307	電話相談ホットライン	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると思われるとき、通報・相談できよう「ダイヤル053」を開設し、これによって教育相談機関へ相談し対応を行う。	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると思われるとき、通報・相談できよう「ダイヤル053」を開設し、これによって教育相談機関へ相談し対応を行う。	3	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると思われるとき、通報・相談できよう「ダイヤル053」を開設し、これによって教育相談機関へ相談し対応を行う。	3	学校内外を問わず、児童生徒自身や知人の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は、生じる危険があると思われるとき、通報・相談できよう「ダイヤル053」を開設し、これによって教育相談機関へ相談し対応を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：学校内外を問わず、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき、又は危険があると判断したときに、通報・相談できようとなること、市立学校の児童生徒、保護者に周知を図ることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：相談された事象の早期解決により、子どもが守られる権利保障が促進された。 ■課題：任意相談であるため相談者の特定や事象の改善に向けたより具体的な情報収集の方法については課題である。 	C	教育委員会事務局	指導課	
248			206	区を単位とした学校運営支援	各区役所のこども支援室と連携しながら、区・教育担当、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援する。	各区役所のこども支援室と連携しながら、区・教育担当、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援した。	3	各区役所のこども支援室と連携しながら、区・教育担当、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援した。	3	各区役所のこども支援室と連携しながら、区・教育担当、より学校に近いところで迅速かつ丁寧に学校運営を支援した。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：児童生徒の課題に対しては、関係部署と連携を図りながら、対応する体制が整った。 ■「子どもの権利」に関連して：関係機関の情報共有により、安心して生きる権利が促進された。 ■課題：緊急性を把握した時に、機動力を発揮して随時学校訪問や関係機関への連携を図る、これまで以上に学校を積極的に支援していく必要がある。 	C	教育委員会事務局	指導課	
249			203	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
250			204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204
251			205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
252			207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207
253			10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
254			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
255			207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207
256			208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕
平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価
施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条約の条数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
280				交通安全推進事業	子どもが正しい交通ルールと交通マナーを身に付けてもらう。事故防止に向けた交通安全教育を実施する。また、啓発表示や広報活動、新入生入学へのランドセルカバーの配布等を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。	幼稚園、保育園、小中学校等において、412回（24,305人参加）の交通安全教育を実施した。小学3年生に対しては自転車の安全ルールを学ぶ。中・高・高に於いては「バックシート」の重要性を学ぶ。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。	3	幼稚園、保育園、小中学校等において、460回（42,637人参加）の交通安全教育を実施した。小学3年生に対しては自転車の安全ルールを学ぶ。中・高・高に於いては「バックシート」の重要性を学ぶ。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。	3	幼稚園、保育園、小中学校等において、460回（42,637人参加）の交通安全教育を実施した。小学3年生に対しては自転車の安全ルールを学ぶ。中・高・高に於いては「バックシート」の重要性を学ぶ。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。また、交通安全対策として、啓発表示や広報活動を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：自転車のマナーについては、小学生、中学生、高校生ともに定着できている。また、スマートフォンによる交通事故の再発を防止することにより、交通安全意識の向上を図ることができた。 ■課題：継続して年次計画に合わせた交通安全教育を実施し、交通安全に関する意識の向上を図ること。また、啓発表示等の効果、ランドセルカバーの配布の必要性等について検討する必要がある。 	C	市民文化局 区役所	交通安全推進課 危機管理担当
281			113	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターを開設し、子育て支援の場を提供する。また、子育て支援センターを開設し、子育て支援の場を提供する。また、子育て支援センターを開設し、子育て支援の場を提供する。	旧立幼保園の施設や、保育所の一室を活用した一般型と、こども文化センターを活用した複合型の施設をそれぞれ、市内15カ所で事業を実施した。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係者の検討を行った。このほか、担当者のスキルアップのための研修を全市で実施した。	3	旧立幼保園の施設や、保育所の一室を活用した一般型と、こども文化センターを活用した複合型の施設をそれぞれ、市内15カ所で事業を実施した。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係者の検討を行った。このほか、担当者のスキルアップのための研修を全市で実施した。	3	旧立幼保園の施設や、保育所の一室を活用した一般型と、こども文化センターを活用した複合型の施設をそれぞれ、市内15カ所で事業を実施した。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係者の検討を行った。このほか、担当者のスキルアップのための研修を全市で実施した。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：53か所で事業を実施し、在ちの子育て支援を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：親子で安心して遊んだり相談したりできる場を提供した。 ■課題：引き続き設備などを検討し、支援の充実を図る。 	C	こども未来局	企画課
282			44	こども総合支援ネットワーク会議	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。また、区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。また、区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。	3	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。また、区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。	3	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。また、区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有と相互協力による連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図る。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：全体会や研修を通して、子育てや子どもの権利に関する意識の向上を図ることができた。また、関係機関との連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ることができた。 ■課題：引き続き設備などを検討し、支援の充実を図る。 	C	区役所	地域まもり支援センター 地域ケア推進担当
283			309 315	地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）	行政区・中学校区地域教育会議において、行政区・中学校区子ども会議を開催し、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進する。また、行政区・中学校区子ども会議を開催し、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進する。	7行政区子ども会議では子ども同士の交流が図れるよう区長報告会、意見交換会などの活動を行った。51中学校区子ども会議でも、意見交換会、区長報告会などの活動を行った。また、行政区・中学校区子ども会議は「かわき子ども会議」に加盟し互いの活動についての報告した意見交換を行った。	3	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行った。4行政区子ども会議で連携会を行っている。中学校区子ども会議は、イベントの行事予定を共有し、数回の会議をしたこととなる。また、市と行政区の子ども会議は、連携を強化し取組を行った。	3	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多彩な活動を行った。4行政区子ども会議で連携会を行っている。中学校区子ども会議は、イベントの行事予定を共有し、数回の会議をしたこととなる。また、市と行政区の子ども会議は、連携を強化し取組を行った。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：市子ども会議と行政区子ども会議がそれぞれ活動していたが、イベントを通して交流し、連携を強めるようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：市・行政区の子ども会議も子ども会議で連携会を行っている。中学校区子ども会議は、イベントの行事予定を共有し、数回の会議をしたこととなる。また、市と行政区の子ども会議は、連携を強化し取組を行った。 ■課題：子ども会議の活動がさらに活性化できるように、交流を促進することにより、取組のよまうものも推進することが必要である。 	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
284				地域の寺子屋事業	市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。また、市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。	市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。また、市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。	3	市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。また、市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。	3	市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。また、市内9ヶ所で寺子屋を開催し、放課後1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：寺子屋では、子どもたちと地域の大人たちとの交流が生まれ、通っている子どもたちも楽しく通うことができ、毎週寺子屋の大人と会うと挨拶がかわすことができるほどの関係になっている。 ■課題：寺子屋に参画することを希望する子ども数が増えている。また、寺子屋に参画できない子どもも増加している。また、寺子屋に参画できない子どもも増加している。 	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
285	(20)	27条	47	子ども夢パーク事業（不登校児童生徒の居場所づくり）	学校や地域、家庭の中に居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。また、学校や地域、家庭の中に居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。	フリースペーススエーンにおいて、居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。また、学校や地域、家庭の中に居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。	3	フリースペーススエーンにおいて、居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。また、学校や地域、家庭の中に居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。	3	フリースペーススエーンにおいて、居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。また、学校や地域、家庭の中に居場所を見出せない子どもたちを支援すること。一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、多様な学びや育ちを支える。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：学校や地域等に居場所を見出せない子どもに、安心して過ごせる居場所を提供することにより、子どもの権利を守り、自立につなげた。 ■「子どもの権利」に関連して：不登校の子どもに居場所の提供、必要な支援を行い、子どもの権利を守っている。 ■課題：引き続き、不登校の子どもに居場所の提供に必要な支援を行うとともに、学校等と連携していく必要がある。 	C	こども未来局	青少年支援室
286				子ども夢パーク事業（フリースペーススエーン）	遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。	遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。	3	遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。	3	遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。また、遊びを制限しない子どもの自由な発想やチャレンジ精神を刺激すること。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：遊びを制限せず、やりたいことにチャレンジできる場を提供することにより、子ども自身が判断し、行動した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが自分判断し、自分を豊かにすることに与った。 ■課題：子どもの遊びを制限しないため、指導員の負担や、施設の日常点検等の安全確保に向けた取組を継続していく必要がある。 	C	こども未来局	青少年支援室
287			206	こども文化センター	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、児童に健全な遊びを促し、その健全な育成を図る。また、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、児童に健全な遊びを促し、その健全な育成を図る。	指定管理者等と会議等において情報交換を密に行い、児童厚生施設として児童の健全な育成を図った。	3	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図った。	3	指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮しながら、子どもが自ら育ち、学べるよう、児童厚生施設として児童の健全な育成を図った。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：指定管理者等と連携し、子どもの権利に配慮した児童の健全な育成を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが育ち学ぶ施設として、子どもの居場所を提供した。 ■課題：引き続き、子どもに居場所を提供するだけでなく、子どもの権利に配慮して子どもが育ち、学べるよう、健全な育成を図っていく必要がある。 	C	こども未来局	青少年支援室
288				こども文化センター事業（中高生・高校生との居場所づくり）	中高生・高校生との居場所づくりを促進する。また、中高生・高校生との居場所づくりを促進する。また、中高生・高校生との居場所づくりを促進する。	既存の音楽室を活用するなど、地域における中高生、高校生向けの居場所づくりを促進した。	3	既存の音楽室の活用、各こども文化センターにおける中高生向け事業（中高生と乳幼児の交流事業、職業体験等）の実施といった取組により、中高生の利用者は300,427人により、地域における中高生、高校生世代の居場所づくりを促進した。	3	既存の音楽室の活用、各こども文化センターにおける中高生向け事業（中高生と乳幼児の交流事業、職業体験等）の実施といった取組により、中高生の利用者は300,427人により、地域における中高生、高校生世代の居場所づくりを促進した。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：既存の音楽室を活用するなど、地域における中高生、高校生向けの居場所づくりを促進した。 ■「子どもの権利」に関連して：安心して過ごす居場所の確保を図った。 ■課題：中学生、高校生世代のニーズにあった施設整備を含め、居場所づくりを推進する必要がある。 	C	こども未来局	青少年支援室
289	(20)	27条	94	居場所づくり推進事業（こどもサポート加配）	フリースペースこどもサポート加配を週3日開催し、不登校児童生徒や、不登校児童生徒の居場所づくりを支援する。また、フリースペースこどもサポート加配を週3日開催し、不登校児童生徒や、不登校児童生徒の居場所づくりを支援する。	フリースペースこどもサポート加配を週3日開催し、不登校児童生徒や、不登校児童生徒の居場所づくりを支援する。また、フリースペースこどもサポート加配を週3日開催し、不登校児童生徒や、不登校児童生徒の居場所づくりを支援する。	3	フリースペースこどもサポート加配を週4回開催した。また、不登校児童生徒や、不登校児童生徒の居場所づくりを支援する。また、フリースペースこどもサポート加配を週4回開催した。	3	フリースペースこどもサポート加配を週4回開催した。また、不登校児童生徒や、不登校児童生徒の居場所づくりを支援する。また、フリースペースこどもサポート加配を週4回開催した。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：週4日に開催を増やした。定例付合せ、保護者の会、検討会議を実施し、学校や社会参加に向けた支援を行った。 ■「子どもの権利」に関連して：関係機関等と連携し居場所や保護者の会での子ども支援について話し合い、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを支援した。 ■課題：様々な背景を抱えている子どもの支援体制について充実させる必要がある。 	C	川崎区役所	地域まもり支援センター 地域ケア推進担当

【第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画】

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（第3章）

事業No	具体的な取組	条数の数	再掲	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
290				子ども包括支援事業（子どもサポート南野川）	不登校やひきこもりなどの問題を抱える子どもたちへのサポートを充実させるため、関係機関と連携し、標準づくり、生活、学習支援を実施し、課題の改善を図る。	不登校やひきこもりなどの問題を抱える子どもたちへのサポートを充実させるため、スタッフの人数を引き続き3名体制とすること、分科制の体制による支援スタッフへの研修を実施した。	3	不登校やひきこもりなどの問題を抱える子どもたちへのサポートを充実させるため、スタッフの人数を引き続き3名体制とすること、分科制の体制による支援スタッフへの研修を実施した。	3	不登校やひきこもりなどの問題を抱える子どもたちへのサポートを充実させるため、スタッフの人数を引き続き3名体制とすること、分科制の体制による支援スタッフへの研修を実施した。	3	■成果：利用者数は年間のべ1,000人を超え、不登校やひきこもりの課題を持つ子どもの態勢として10分増減することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの態勢として、ありのまのままでいる権利が実現された。 ■課題：立地的な課題から利用者があり、より積極的に利用していただくために、区内における認知度を向上させるに引き続き必要がある。	C	南野川区役所	地域のみまもり支援センター 地域ケア推進担当
291				冒険遊び場	身近な公園等を活用し、地域住民が主体となって「冒険遊び場」を実施することにより、子どもの身体能力を高め、自主性を伸ばし、失敗や苦しみながら自由に遊ぶことのできる次世代型の場づくりを目指す。	「冒険遊び場づくりネットワーク」と連携して、フラッシュアップ研修会、シンポジウム、出張冒険遊び場を開催することにも、依頼リーフレットを6,000部発行し、配布を行うことで、運動体験、抱い手育成、普及啓発を行った。	3	「冒険遊び場づくりネットワーク」と連携して、フラッシュアップ研修会、シンポジウム、出張冒険遊び場を開催することにも、依頼リーフレットの配布を行うことで、運動体験、抱い手育成、普及啓発を行った。	3	「冒険遊び場づくりネットワーク」と連携して、フラッシュアップ研修会、シンポジウム、出張冒険遊び場を開催することにも、依頼リーフレットの配布を行うことで、運動体験、抱い手育成、普及啓発を行った。	2	■成果：各種啓発活動をきっかけに、公園で活動をしている市民団体との交流が進み、活動に対する理解が得られたことで定期的に交流が実現するようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：外出を止めた運動能力の向上に寄与するだけでなく、公園で活動している団体や他の子どもとの経験とともに、親以外の大人との交流を促すことで、子どもの社会性向上にも貢献し、自分自身に、カブツによる権利に貢献できた。 ■課題：区内の開催場所を確保するため、普及啓発より一歩すすめて、抱い手づくりを増やす必要がある。	C	南野川区役所	地域のみまもり支援センター 地域ケア推進担当
292				遠隔指導教室（ゆゆうか広瀬）	不登校の子どもが安心していられる居場所として遠隔指導教室を準備する。また、主に学習支援を行うが、大学卒業生メンタルフレンド（ボランティア）に採用し、連絡しやすくとたちの相談、支援を行う。	市内6箇所の遠隔指導教室を運営し、小集団での相談や、学習支援を行う。自主学習の作成や、自習指導を高め、学校や社会への復帰につながるような支援を行った。また、教育相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有や相談技術の向上を図った。平成26年度は199名が連絡を受けた。	3	市内6箇所の遠隔指導教室を運営し、小集団での相談や、学習支援を行う。自主学習の作成や、自習指導を高め、学校や社会への復帰につながるような支援を行った。また、教育相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有や相談技術の向上を図った。平成27年度は191名が連絡を受けた。	3	市内6箇所の遠隔指導教室を運営し、小集団での相談や、学習支援を行う。自主学習の作成や、自習指導を高め、学校や社会への復帰につながるような支援を行った。また、教育相談員の連絡会議や研修を実施し、情報の共有や相談技術の向上を図った。平成28年度は231名が連絡を受けた。	3	■成果：年度途中や年末年度始めに学校に復帰したり、中学校卒業に達したりする子ども、子どもの社会的自立を支援することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが安心して過ごせる居場所となった。 ■課題：遠隔指導教室の活動を通知し、連絡する子どもたちが安心して通い、自己管理を高める活動を継続する。	C	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター
293				不登校対策連絡協議会	不登校対策に関する施設や関係機関との連絡協議会を開催し、情報交換等を行い連携を深め、不登校の未然防止、早期解決に取り組む。また、不登校対策の推進や、連絡情報公開会を実施し、不登校の子どもにも適切な必要情報が得られるよう支援を行う。	平成26年度は協議会を2回開催し、不登校に関する情報交換や課題の共有化を図ること、学校や関係機関との連携を図った。また、相談会・連絡情報公開会では、175人の来場者があった。	3	年2回の協議会の開催を通じて、不登校にかかわる各関係機関、施設との情報交換や課題の共有化を図った。また、相談会・連絡情報公開会では、213人の来場者があった。	3	年2回の協議会の開催を通じて、不登校にかかわる各関係機関、施設との情報交換や課題の共有化を図った。また、相談会・連絡情報公開会では、235人の来場者があった。	3	■成果：各関係機関の不登校支援の考え方や役割を知ることでできた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの置かれている様々な状況を理解し、支援につながる情報を共有することができた。 ■課題：児童主体・保護者のニーズにあった相談や情報の提供を継続して行う必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター
294	子どもの居場所についての考え方や及び教育等について、広報します。			子どもの権利に関する依頼リーフレットの作成・配付（居場所）	子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレットを作成し、各校や関係機関等に配布することにより、区内市民や子どもにも居場所の大切さについて広報した。	子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレットを各校や子ども文化センターなどの関係機関等に配布し、子どもの居場所の大切さについて広報した。また、大人に向けて子どもと母親間の関係のチラシを作成し、「居場所」にむかっ子どもたちを適切な相談機関へ促せるよう広報した。	3	子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレットを各校や子ども文化センターなどの関係機関等に配布し、子どもの居場所の大切さについて広報した。また、大人に向けて子どもと母親間の関係のチラシを作成し、「居場所」にむかっ子どもたちを適切な相談機関へ促せるよう広報した。	3	子どもの居場所についての考え方を記載した条例理解のためのパンフレットを各校や子ども文化センターなどの関係機関等に配布し、子どもの居場所の大切さについて広報した。また、大人に向けて子どもと母親間の関係のチラシを作成し、「居場所」にむかっ子どもたちを適切な相談機関へ促せるよう広報した。	3	■成果：毎年、子どもの権利条例のパンフレットの配布をとおして、子どもの居場所について広報することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：パンフレットの配布をとおして、子どもの居場所についての理解を促すことができた。 ■課題：子どもの「居場所」としての施設より多くの子どもがおこなう施設、活用してもらうために、引き続き条例パンフレットを活用して広く市民に配布する必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
295				子どもの権利に関わる講座	子ども会議会場や、市民館にて開催された市民が対象の平和・人権学習などで、子どもも参加できる講座を実施し、子どもの権利を中心とした内容で講師を選定して広報・啓発を行った。	子ども会議会場や、市民館にて開催された市民が対象の平和・人権学習などで、子どもも参加できる講座を実施し、子どもの権利を中心とした内容で講師を選定して広報・啓発を行った。	3	子ども会議会場や子ども文化センターの職員研修など、子どもも参加できる講座を実施し、子どもの権利を中心とした内容で講師を選定して広報・啓発を行った。	3	子ども会議会場や子ども文化センターの職員研修など、子どもも参加できる講座を実施し、子どもの権利を中心とした内容で講師を選定して広報・啓発を行った。	3	■成果：市民館との連携により、子ども会議や市民及び市民グループへの講話の機会を得て、子どもの権利について広報できた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利条例のDVDや資料を入りリーフレットなど、広報資料を対象ごとに分け、子どもも理解しやすい機会を設けた。 ■課題：市民に対する講話の機会が少なく、積極的な講演活動を呼びかけ、子どもの権利について広報・啓発を進める必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
296				かわさき子どもの権利の日事業（市民向け広報・啓発）	11月20日（かわさき子どもの権利の日）前後一か月に実施するかわさき子どもの権利の日事業を通じて、広く市民に子どもの権利の大切さについて広報・啓発を行う。	「かわさき子どもの権利の日」としての案内を主とした権利の日事業についてのチラシ、ポスターを作成し、小学校等児童館、中高学校、保育園等の子どもの関係機関等に91,717部を配布し、ポスターは、パート1、2各機関等及び特別に合わせ、2回に分けて市内の広報誌に提示した。また、教育だけでなく、地域11課の市民広報課への掲載も広く広報した。	3	「かわさき子どもの権利の日」としての案内を主とした権利の日事業についてのチラシ、ポスターを作成し、小学校等児童館、中高学校、保育園等の子どもの関係機関等に91,717部を配布し、ポスターは、パート1、2各機関等及び特別に合わせ、2回に分けて市内の広報誌に提示した。また、教育だけでなく、地域11課の市民広報課への掲載も広く広報した。	4	「かわさき子どもの権利の日」としての案内を主とした権利の日事業についてのチラシ、ポスターを作成し、小学校等児童館、中高学校、保育園等の子どもの関係機関等に91,717部を配布し、ポスターは、パート1、2各機関等及び特別に合わせ、2回に分けて市内の広報誌に提示した。また、教育だけでなく、地域11課の市民広報課への掲載も広く広報した。	3	■成果：かわさき子ども権利の日事業のチラシ・ポスターの配布をとおして「子どもの権利」について広報できた。 ■「子どもの権利」に関連して：「かわさき子どもの権利の日」の開催をとおして子どもも参加し、権利の日だけでなく子どもも参加してイベントを実施することで、子どもの居場所について広報した。 ■課題：こどもいの子どもの参加を促すとともに、市民に子どもの権利と子どもの居場所について効果的に伝える工夫が必要である。	C	こども未来局	青少年支援室
297				子どもパーク事業（『パークつうしん』）	子ども運営委員の子どもと支援委員の親子で、『パークつうしん』を制作し、地域や公共施設に配布することにより、『パークつうしん』の促進と関係機関に関する子どもの主体的参加を促進する。	指定管理者において、『パークつうしん』を手作りで毎月で期間4,500部発行し、地域や利用者、公共施設に配布した。	3	指定管理者において、『パークつうしん』を手作りで毎月で期間4,500部発行し、地域や利用者、公共施設に配布した。	3	指定管理者において、『パークつうしん』を手作りで毎月で期間4,500部発行し、地域や利用者、公共施設に配布した。	3	■成果：『パークつうしん』を定期的に発行して市民に配布し、『パークつうしん』の促進を図った。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもとの協働で作成することにより、『パークつうしん』の促進と関係機関に関する子どもの主体的参加を促進した。 ■課題：引き続き、魅力的な企画づくり等により、効果的な広報を行っていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
298				子どもパーク事業（各種講座）	子どもたちに芸術、音楽、伝統芸能、料理等の連続講座を13講座（各講座おおよそ10回以上開講）実施し、子どもたちの交流を促進する。また、子どもたちの成長を促すための行動的参加を促す。子どもたちの成長を促すための行動的参加を促す。	外部講師による芸術、音楽、伝統芸能、料理等の連続講座を13講座（各講座おおよそ10回以上開講）を行い、子どもたちが楽しく過ごせる場所を提供した。	3	外部講師による芸術、音楽、伝統芸能、料理等の連続講座を13講座（各講座おおよそ10回以上開講）を行い、子どもたちが楽しく過ごせる場所を提供した。	3	外部講師による芸術、音楽、伝統芸能、料理等の連続講座を14講座（各講座おおよそ10回以上開講）を行い、子どもたちが楽しく過ごせる場所を提供した。	3	■成果：子どもたちに芸術、音楽、伝統芸能、料理等の機会をえ、楽しく過ごせる居場所となった。 ■「子どもの権利」に関連して：安心してつづける居場所の確保と自分を豊かにすることに寄与している。 ■課題：引き続き、子どもとのニーズのあった講座を実施していく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室
299	(2.1)	28	393 391 315	地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）	行政区・中学校区地域教育会議において、行政区・中学校区子ども会議を開催し、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進する。また、子どもの権利の促進や行動的参加を促す。	7行政区子ども会議では多様な活動を行った。特別を行っているのは3つの行政区子ども会議で、そのほかの行政区子ども会議は、イベントの開催している。各中学校区子ども会議でも、大会をこらした取組を行っている。	3	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多様な活動を行った。3行政区子ども会議で特別を行っている。中学校区子ども会議は、イベントの開催を行っている。各中学校区子ども会議でも、大会をこらした取組を行っている。	3	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議では、工夫をこらした多様な活動を行った。4行政区子ども会議で特別を行っている。中学校区子ども会議は、イベントの開催を行っている。各中学校区子ども会議でも、大会をこらした取組を行っている。	3	■成果：市子ども会議と行政区子ども会議がそれぞれ活動していたが、イベントを通して交流し、連携を図れるようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：市・行政区の子ども会議も子どもの意見表明機会に大いに活動が推進された。 ■課題：子ども会議の活動がさらに活性化するためには、交流、連携をさらに深めると共に、統一テーマのようなものを創造することが必要である。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課